

多賀城市文化財調査報告書第一五四集

多賀城市の歴史遺産

浮島村

多賀城市教育委員会



## 序文

多賀城市では、市内各地域に残る歴史遺産の保全・活用を図るため、平成二五年度から、市内全域を対象とした文化財調査を行つてまいりました。この調査は、江戸時代に本市域に存在した「三の村」ごとに実施し、平成二五・二六年度の八幡村からはじまり、市民の皆様の御協力をいただきながら進めてまいりました。

本書で対象とした浮島地区の調査は、平成三一年度から令和二年度にかけて実施し、これをもつて市内すべての地域を対象とした「多賀城市の歴史遺産調査」が完了いたしました。浮島地区は、浮嶋神社総代会を中心地域の歴史への関心が高く、文化財の保全・活用へ向けた土壤が育まれていると感じます。今回の調査でも、地域の方々から多くの貴重な情報が寄せられ、多様な歴史資料を確認することができました。本書は、その調査成果をとりまとめ、収録したものです。旧一三か村を対象とした報告書の作成も本書で八冊目となり、これですべての地区の調査成果を収録できたことになります。調査着手から九年という長い歳月の中で得た成果は地域の歴史を考える上で基礎資料となりましたが、調査が十分に及ばなかつたものも各所に残されており、それらに関しては、継続的な調査活動の中で地道に着実に拾い集めていくことが重要だと感じます。

結びとりますが、本書を作成するにあたり、御協力いただきました方々に対し、心から御礼を申し上げ、挨拶をいたします。

令和四年三月

多賀城市教育委員会

教育長 麻生川 敦



## 例　　言

一 本書は、多賀城市内全域を対象とした歴史・民俗調査の報告書であり、その第八冊として作成したものである。

二 本書で対象とした地域は江戸時代の浮島村である。

三 調査は平成三年四月から令和三年三月に実施し、埋蔵文化財調査センターの千葉孝弥（当時）、瀧川ちかこ、山極優子が担当した。

四 本書の執筆は、第八章を山極、第九章を瀧川、それ以外を千葉が担当し、編集は山極が行つた。

五 本書では頻出する「多賀城町誌」、「多賀城市史」の引用にあたり、「町誌」、「市史○」の略称を使用した。

六 調査に関する諸記録及び資料は、多賀城市教育委員会が保管している。

七 本書の作成にあたり、次の方々より協力をいただいた。

宮城県公文書館

宮城県図書館

鹽竈神社博物館

永広昌之氏（東北大學総合学術博物館協力研究員）

佐藤啓氏

法性院

浮島地区の皆様

## 目 次

序文	28
例言	28
目次	28
第一章 平成三一・令和二年度の調査概要 .....	
	1
第二章 地図と写真に見る地域の変化 .....	
	2
第一節 絵図 .....	2
第二節 地図 .....	2
第三節 航空写真 .....	2
第三章 地理的・歴史的環境 .....	
第一節 地理的環境 .....	14
第二節 歴史的環境 .....	14
第四章 地名 .....	16
第五章 寺社仏閣 .....	18
第一節 神社 .....	18
第二節 仏閣・寺院 .....	18
参考文献 .....	104
石造物一覧表 .....	108
第六章 石造物 .....	109
凡例・分布と概要 .....	110
第一節 板碑 .....	110
第二節 近世・近代の供養塔 .....	110
第三節 石燈籠・石鳥居・狛犬 .....	110
第四節 沿革碑 .....	110
第五節 墓標 .....	110
第七章 版本 .....	110
第八章 民俗 .....	
第一節 地域の概要 .....	88
第二節 人々のつながり .....	88
第三節 神社・寺院・小祠 .....	88
第九章 地誌 .....	90
第一〇章 近現代の浮島の風景 .....	93





## 第一章 平成三一・令和二年度の調査概要

旧市川・浮島村を対象として文化財調査を実施した。これらの二ヶ村は多賀城市中央部の丘陵部から沖積地にかけて位置しており、農業生産を基盤とした地域でありながら、塩竈街道が通過することで多くの人々の往来があつた地域である。市川地区には近世以来の集落の中に神社や小祠など古い建造物がよく残されており、古代には多賀城が置かれ、近世には歌枕壱碑が注目されたこともあって多くの地誌等でも紹介されて

いる。

石造物の調査は、中世・近世の供養塔の調査から開始し、多賀城市史や昭和五七年に三崎一夫氏が作成した調査を行ったもの以外にも多くのもの拓本をとり、墓標関係では鹽竈神社の社人志賀家の墓地や、一七世紀前半に遡る佐藤家墓地の調査を行つた。市外では奈良市で古くから墨の製造・販売業を営む古梅園において「つぼのいしふみ道標」の調査を行い、その結果、中世の板碑、近世の供養塔、石燈籠、記念碑、墓標等三〇四基について資料化することができた。

荒脛巾神社や貴船神社では、多くの奉納品の調査を行い、神社の歴史

や昭和五七年に三崎一夫氏が作成した調査を行つたもの以外にも多くのもの拓本をとり、墓標関係では鹽竈神社の社人志賀家の墓地や、一七世紀前半に遡る佐藤家墓地の調査を行つた。市外では奈良市で古くから

墨の製造・販売業を営む古梅園において「つぼのいしふみ道標」の調査を行つた。

民俗調査では、季節ごとの神社の祭礼や寺院の行事について記録し、

地域や暮らしの変化について、四〇人から聞き取り調査を行つた。

宮城県公文書館では、近代の多賀城の保存に関わるもの、また実現には至らなかつたが壮大な多賀城神社建設関係資料が保管されていたこと

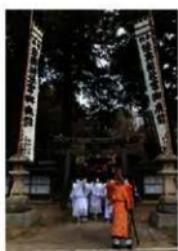
から、それらについて調査を行い、資料化を図つた。



古梅園（奈良市）



浮嶋神社



陸奥總社宮例祭



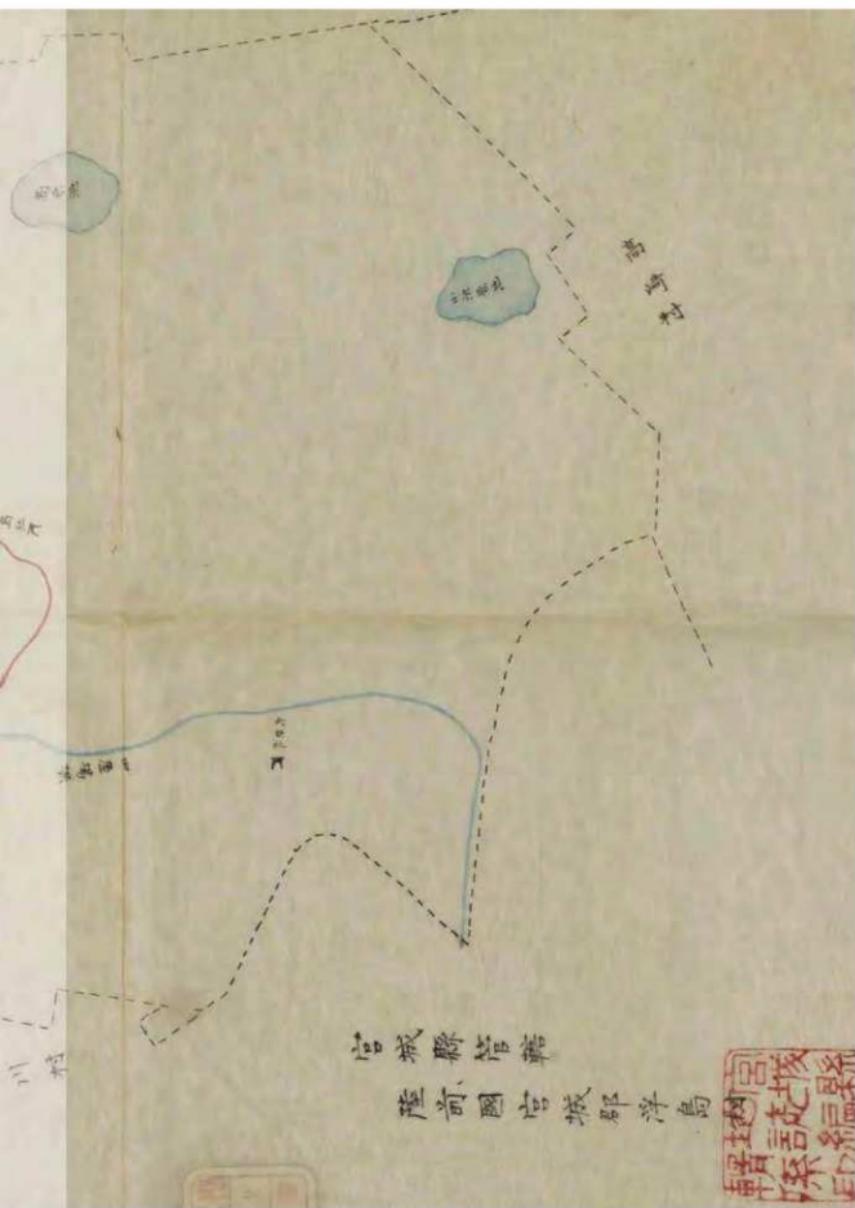
第1図 平成31・令和2年度調査対象地域



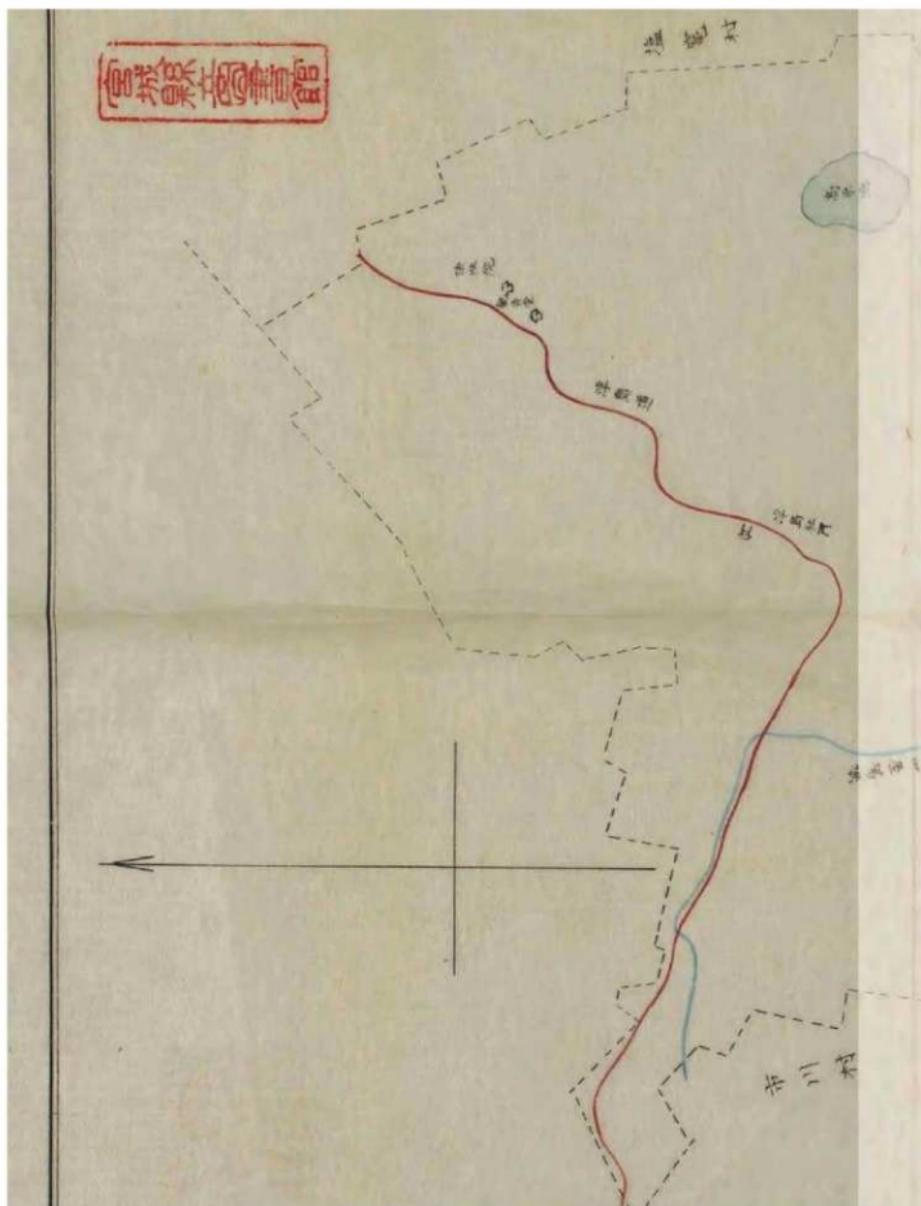
浮島の三山塔

第一節 絵図

第二章 地図と写真に見る地域の変化



宮城縣管轄陸前國宮城郡浮鳴村 宮城県図書館蔵 (30 × 40cm)



第一節  
地図

浮島地区周辺地図 1 (明治 24 年第二師団參謀部測量・製版)





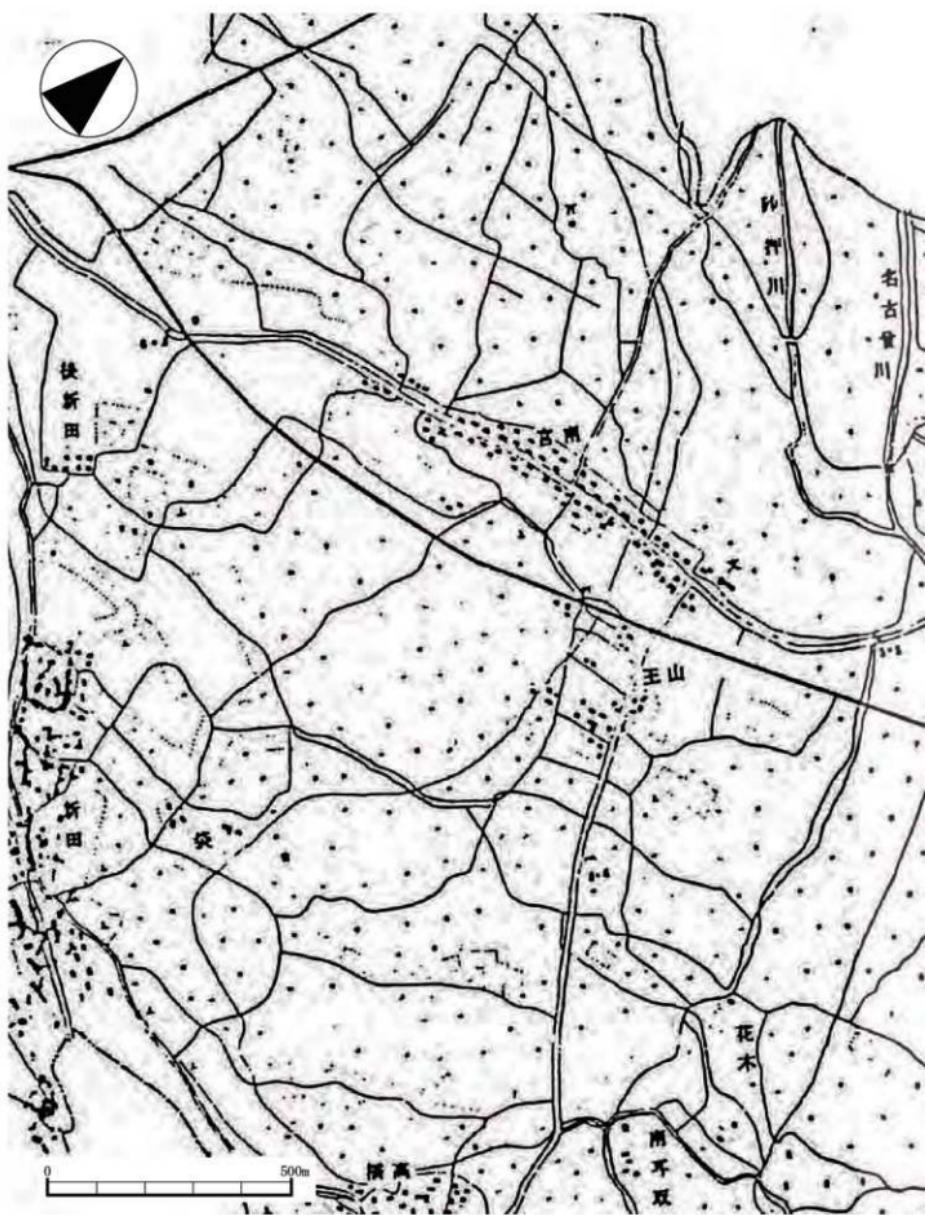
浮島地区周辺地図 2 (昭和6年国土地理院発行)



利府村

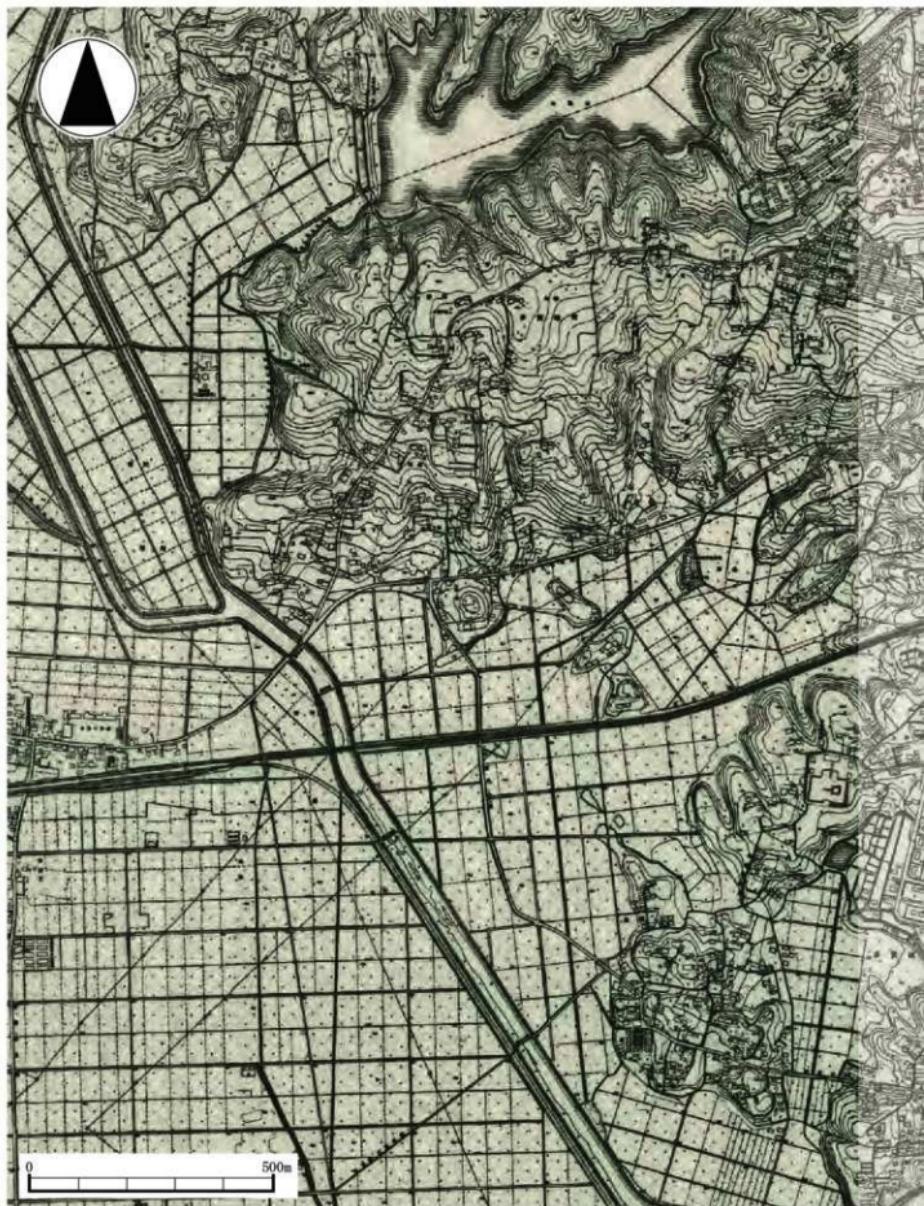


浮島地区周辺地図 3 (昭和 13 年)





浮島地区周辺地図4（昭和44年）



第三節 航空写真



浮島地区周辺航空写真 1 (昭和 22 年米軍撮影)



浮島地区周辺航空写真 2 (昭和 36 年国土地理院撮影)

## 第三章 地理的・歴史的環境

### 第一節 地理的環境

旧浮島村は、現在の行政区では多賀城市浮島一丁目、二丁目、赤坂、後山、沢前、高原、館前、田屋場、西沢、宮前、矢中にあたる。

「風土記御用書出」には、

一南ハ当郡高崎村境当村分糠塚と申所より

一北ハ当郡鹽籠村境当村分台之上と申所迄

一東ハ当郡留ヶ谷村境当村分小沢原と申所より

一西ハ当郡市川村境当村分堺田と申所迄

と四至を記している。糠塚は高崎の化度寺の西側に地名が残っている。

地形的にみると、浮島地区は、市川地区と同様に北半部は丘陵部、南

半部はほとんどが低湿地となっており、「風土記御用書出」には、昔浮

島村は海で、多賀明神（浮島神社のこと）の社が立つ山が浮島でそれが

村名になった、とあるが、浮島神社が建つ丘の外にも雀山、後山、館前、

またかつて大臣宮が祀られていた丘も低湿地の中に点在しており、いす

れもが島に擬えるような景観を呈していたということができる。

城南小学校周辺におけるボーリング調査によると、現在の地面の下、地中深く埋没している基盤層（岩盤）は、大臣宮の丘陵から東側に向かって急激に落ち込み、城南小学校付近では現地表より岩盤まで約一七メー

トル、その東側ではさらに深くなっている。この基盤層が深く落ち込む地点では、厚い土砂の堆積が見られ、その土砂や基盤層の上には部分的であるが貝を多く含む砂層の堆積が見られた。縄文時代前期、温暖化によって海面が上昇した縄文海進によるものと考えられる。



浮島地区航空写真（西より） 昭和 40 年代

## 第二節 歴史的環境

浮島地区で人々の活動が確認されるようになるのは八世紀の終わり頃のことである。その時期は、都が平城京（奈良市）から平安京に移る間一〇年間の都「長岡京」（向日市・長岡京市）が造営され、陸奥・出羽国に対しては政府が大規模な軍事行動を起こした時期でもある。水入地区からは畿内系の土器が見つかっており、それまで多賀城の周辺に形成されていた集落とは異なる居住区が設けられたようである。

九世紀になると、多賀城の南面に建設された直線道路による方格地割が本地区にも施工され、役人や庶民が暮らすまち並みの一部となる。たゞ、市川地区と比較して、古代の生活面が一メートル低いことや、道路の構造や規模については外の地区とほぼ同様であるが、この地区的主要道路（多賀城廢寺に向かう東西大路東道路）は北側溝の幅が著しく広く、排水処理への対応を見られることなどは、この地区の立地条件を物語っている。一〇世紀中頃になると、多賀城の中枢部であった政厅は荒廃し、城内は大きく変化した。南面のまま並みもそのまま中世には移行せず、浮島地区も一部を除いて湿地化したようである。

その後しばらく浮島地区に関する情報はないが、戦国時代に仙台市岩切周辺から利府・多賀城・塙、松島にかけての地域が留守氏の所領であつた頃、その家臣團の所領内容を示した「留守分限帳」に、留守氏譜代の家臣團について記した「御館之人數」があり、その中に八幡村の領主であつた八幡將監や山王在冢と並んで「浮嶋之分 以上半在家、たかのこう」という記載がある。「たかのこう」は多賀郷であり、留守氏の支配する領域の呼び名だった（多賀城市史編纂委員会 一九九七）。

五九郷に及ぶ巨大な郷で、浮島もその一部であった。

この時期の遺跡としては浮嶋神社の南西に位置する館前遺跡がある。

古代の大規模な建物群が廃絶した後、中世に館として使用されたもので、東西約七〇メートル、南北約六〇メートルの平場から小規模な柱穴で構成された掘立柱建物が二五棟確認され、さらに、この平場の周囲には一段低い細長い腰曲輪状の平場が巡っている。この館については「風土記御用書出」の古館の項に、「館屋しき」として「右は志田小太郎御家臣浮嶋太夫と申す者住居仕り候由、申し伝え候事」との記載があるが、年代は不明である（註）。発掘調査では、戦国時代頃の中国産の青磁花瓶が見つかっている。

この館前の丘の東側約三〇〇メートルの地点では二〇〇枚以上の備蓄錢が出土している。すべて中国錢で、一三世紀中葉以降、一五世紀初頭以前に埋蔵したものと考えられる。

中世の遺跡は丘陵部でも発見されており、荒脛巾神社の南側では土塁や空堀を巡らした平場から土塁や空堀、掘立柱建物等が見つかっている。

註 志田小太郎とその家臣浮嶋太夫は、泰若や説経の「信田」に登場する武将である。信田小太郎は平将門の孫で、「時没落する身となるが、やがて外が浜の領主の養子となり、その名代として陸奥国司に面会する場が多賀国府となつてゐる。信田小太郎に間わる伝承は仙台市若切にもあり、江戸時代には東光寺境内が「信田小太郎古館跡」と認識され、「奥州名所図会」（初編卷之二）には岩切村の「志田小太郎古碑」についての記載がある。



青磁花瓶

## 第四章 地名

浮島村の地名については、「風土記御用書出」に小名として表示されているものがあり、小名とは表示されないが地名として表示されているものもある。また明治九年の「陸前国宮城郡各村字調書」には、村名、大字、小字がそれぞれ読み仮名を伴つて書き出されており、字名に関する基本資料となっている（表1）。

その後、昭和八年には三塚源五郎が「多賀城村聚落の機構 地名の研究」（私家版）を著し、主な地名の由来等について紹介している。三塚の研究には、安易な想像と見られる部分も含まれてはいるが、昭和八年当時の地域の様子を知る上で参考になる部分が多い。漢字は当用漢字に、仮名遣いは現代語風に改め、句読点を補つて、可能な限り原文を引用した。昭和四二年刊行の『多賀城町誌』には、町内の歴史が江戸時代の村単位でまとめられており（第四篇近世史 第七章江戸時代 六 区誌）、その中には、現在では失われてしまった地名に関する情報が多く含まれている。

以下、「風土記御用書出」は「書出」「陸前国宮城郡各村字調書」は「調書」、「多賀城村聚落の機構 地名の研究」は「研究」、「多賀城町誌」は「町誌」の略称により記述する。

赤坂（あかさか）

後山（うしろやま）

小沢原（おざわはら） 浮島地区とその南側の高崎地区の間は、谷状地形となっており、小沢原はその北側に面した地区で、現在は造成された住宅地になっているが、それ以前は大小の沢によって起伏がある地域

だつた。「書出」に東の村境として記載。

小蟹界（※） 浮島村に在るなり。相伝ふ。泉下古ヘ小蟹多し。故に

名づく。今土人之れを呼びて。黄金泉と曰ふ（（鹽松勝語））。

境田（さかいた） 「書出」に西の

村境として記載。

沢前（さわまえ）

三居澤（さんきよさわ） 「書出」

に小名として記載。浮嶋神社境内社の三居稲荷は高原の旧家蜂谷家が所有地の山に祀つたという。

杉庭（※）

袖馬場（そでばば） ※田馬場 参照

台（だい） 丘陵部にある法性院の

小名が台屋敷と記される（「書出」）。

台之上（だいのうえ） 「書出」に北の村境として記載。

高平（たかひら）

館前（たてまえ・館脇（たてわき）

浮島弾正の居館の跡（研究）。

田屋場（たやば） 袖馬場 矢中

等の地名があるから、昔多賀城時代矢場や馬場があつた所であろう（（研究））。

難胡崎（なんこさき）



宮前



高原

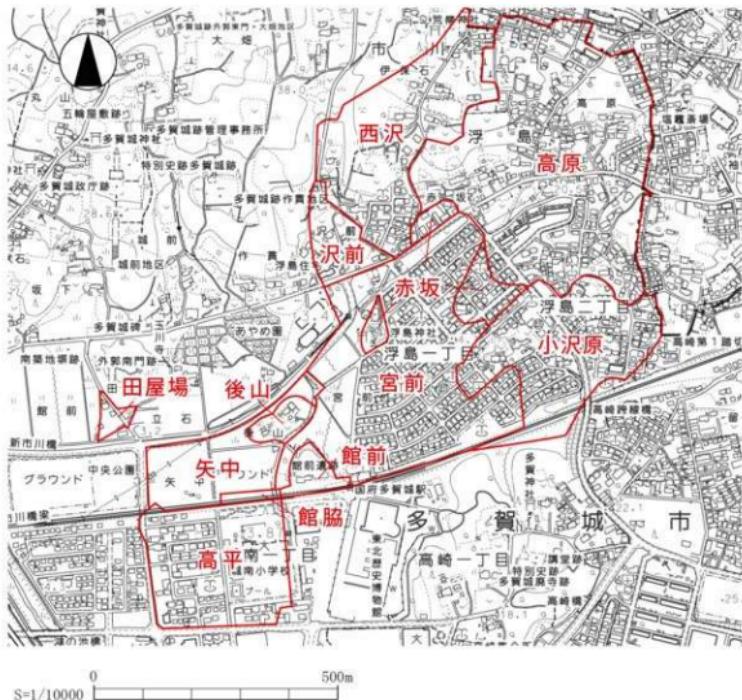
表1 浮島村小字

	風土記御用書出 小名	風土記御用書出 小名以外	宮城郡各 村字調書	戦後
小沢原			○	
矢中			○	
地馬場			○	
高平			○	
水入			○	
鶴盛			○	
後山			○	
沢前			○	
赤坂			○	
宮前			○	
館前			○	
谷地			○	
小沢原		○	○	
三居澤	○			
雞胡崎	○			
糠塚		○		
台ノ上		○		
堀田		○		
杉塚		○		
台		○		
宮堤		○		
高原				○
西沢				

※は読み不明

矢中（やなか）※田屋場参照

西沢（※）  
 水入（みずいり）  
 宮堤（※）村鎮守多賀の神社の小名（「書出」）。「書出」にある多賀明神は浮島神社のことであるから、その周辺か。  
 宮前（みやまえ）浮島神社の前（『研究』）。



第2図 字名分布図

## 第五章 寺社仏閣

### 第一節 神社

#### 一 浮嶋神社

浮嶋神社は、浮島一丁目の北西部に位置し、低地に開まれた小さな丘の上にある。安永三年（一七七四）の「風土記御用書出」に、往古当村（浮島村）は海で、多賀明神（浮嶋神社のこと）の社が立つ山が浮島でそれが村名になつた、とある。

この神社については、延久六年（一〇七四）に御体の御ト（天皇の体に注意すべき日を占うこと）の結果、延喜式外社の陸奥国浮島、塩竈、鳥海三箇社に祓いを行わせる、という記事が「朝野群載」にあり、創建の時期が古代に遡ることが明確な市内では稀有な存在である。

しかし、浮島については歌枕の地としてこの記事以降も多くの和歌にその名を見出すことができるが、この神社が次に史料上で確認されるようになるのは江戸時代に入つてからのことである。

元禄二年（一六八九）一月、仙台藩では鹽竈神社の末社一四社について調査を行つた（鹽竈宮末社十四社之事）。浮嶋明神についても法蓮寺や地元住民に対して



浮嶋神社

聞き取り調査を行つており、その回答は、浮嶋明神は唐釜大明神の末社と伝わっており、御神体は御長一尺二寸の木像で、本地は伝わっていない。祭日は、近年は九月一日。御宮は大破したため寛文六年（一六六六）に一間四面に再興し、その時の御湧（湯立ち）で「二之宮多賀ノ明神」と崇め、祭日は九月一日とするよう神託を承ったのでそのようにした、というものであった。

元禄五年八月、仙台藩は九項目の確認事項をもとに再度調査を行つた。地元ではそれに一つ一つ次のように回答している。

1 いつ、誰がどこから遷したか。

【答】年久しく一切不明。申し伝えもない。

2 （浮嶋明神は）二社か一社か。男神か女神か。

【答】一社。女神で一宮大明神（※鹽竈神社）の伯母の神と伝わっている。

3 神体は。

【答】御長一尺二寸の木像で、かんざしのようなものをかぶり、女性のようであるのを五〇年ほど前まで村の者は持んでいた。御宮が退して風雨に当たり、御神体が朽ちてしまつて御長六寸ほどの朽ち木のようになつてしまつた。

4 神の名前は。

【答】浮嶋之明神と伝えられたが、寛文六年に社地の杉の木一本を村の者共が申し受け、一間四面の御宮を建立した。遷宮の時、法蓮寺の円鏡が来て御湧（湯立ち）を行つたところ、二之宮多賀の明神と崇めよとの託宣があつた。

5 本地仏は。

【答】聞いていない。

6 祭礼、供物などは。

【答】昔は十月一日が祭礼で、ご縁日は一日と一五日だったが、遷宮の時の御湯で毎年九月一五日に祭礼を行つしとの託宣があつたので、今は九月一五日に祭礼、ご縁日は変わらず一日と一五日に参詣している。

お供えは餅、赤飯、白身の生魚、酒は甘酒を上げている。  
7 別当ならびに補宜、社人などは。

【答】昔から別当はないと伝わっている。社人は村の百姓で台屋敷の将監という者だつたが、寛永年中に潰れ、子孫もなくなつた。

8 今は一社でも昔は両社なかつたか。

【答】一切聞いていない。

9 末社は。

【答】ない。

寛文六年の神託にあつた「二之宮多賀ノ明神」と崇めることについて

は、文政五年（一八二三）の「鹽松勝譜」に多賀神社の説明として「祭る所二座。一は武藏権現浮島あり。故に古來浮島明神と称す。一は經津主命多賀崎にあり。兩社を合して多賀神社と曰ふ。」という記載があ

り、当時はこのよう認識が當時あつたことを示している。安永元年（一七七二）の「封内風土記」でも、多賀神社の説明の中で、「観蹟聞老志、名蹟志共に浮島神社を載して曰く。多賀城東、鹽竈西南。（中略）田上に一丘あり。丘上に神祠あり。是浮島明神也。何神を祭るか詳らかならず。この社を指すか。」とある。

地元では浮島神社があつたという言い伝えはなかつたが、そのような住民の認識はともかく、寛文六年にこの神社が多賀ノ明神と

されたことは事実である。村からの正式な報告である「風土記御用書出」にも村鎮守「多賀の神社」として記載されている。

「書出」には、昔多賀城の城主が江州（近江国）の多賀神社を勧請したもので、奥州百座、当郡四座の内の一つと伝えられているが、その年月は不明と記している。奥州百座ある神社とは式内社のことである。社地については堅九〇間、横四〇間、社は南向きの一間作り、鳥居も南向きて、社の堅額は「多賀明神」となっている。地主は台屋敷の八郎兵衛と沢屋敷の善三郎で、この二人が別当であつた。祭日は九月一五日となつてゐる。この「書出」の記すところは、すべて寛文六年の神託に附した内容となつてゐる。

近代になつてからものではあるが、鹽竈神社に「鹽竈神社撰社末社図錄」があり、その中に「陸前國塙竈神社末社宮城郡浮島村村社字船形鎮座浮島神社景色図」、「浮島神社平面ノ図」（一枚）、「浮島神社妻ノ図」、「陸前國宮城郡浮島村浮島社平面之図」と題した五枚の絵図・図面

が収録されていて、この神社の具体的な姿をうかがうことができる。

「景色図」には水田の中のやや小高い丘の上に鎮座する浮島神社が描かれている。麓から境内に至る石段があり、その登り口と登り切つたところに朱の鳥居、その次に白木の鳥居があり、その奥に流造りの神殿がある。

「平面ノ図」には神殿の正面図、「妻ノ図」には側面図が描かれ、もう一枚の「平面ノ図」には神殿の平面図と、「桁行 五尺九寸／妻間 五尺九寸／拝間 四尺／高サ石上際ヨリ桁上際マテ八尺九寸／屋根 杉板 張 五坪二合／天井 通縁」との記載があり、屋根は正面が九尺・二寸四ト、側面が七尺八寸、軒の出は六寸八寸との注記がある。

「浮嶋社平面之図」には、

境内地縦坪六百六十五坪

内

平地六十二坪五

石階二坪五

山林六百坪

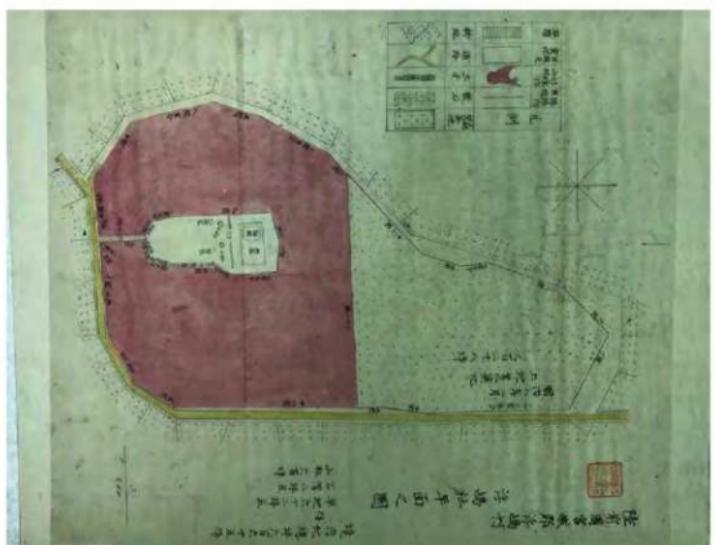
との記載があり、その北側は、明治八年二月の時点で三百一十八坪の荒蕪地となっていた。

浮嶋神社から変更された多賀の神社という社名がいつまで続いたのかは明確ではないが、「鹽松勝譜」には「丘上の神祠是れを多賀神祠と為す。又ウキ島明神と称す（卷之八ノ一）」とあるように、浮嶋神社の名が抹消されてしまった訳ではなく、一九世紀初頭の「奥州名所図会」には浮島村に続けて浮嶋神社と表記されているよう（初編卷之二）、地元の人々の間に伝えられてきた名称が失われることはなかつたようである。

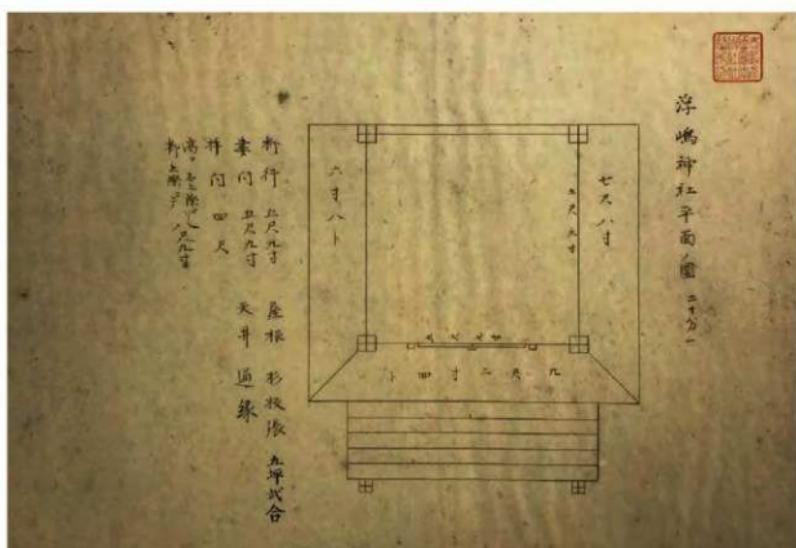
しかし一方では、明治四年（一八七一）に仙台藩内の神社を書出した「仙臺藩神社牒 全 附祠官井陰陽者籍」（県府文書）に「宮城郡浮嶋村／式内／一多賀神社／但神主塙金社祢宣志賀信濃前々出ス」とあり、浮島神社は正式には多賀神社であった。明治二年（一八八九）、市川村の住民によって作成された「多賀城古趾の図」では浮島神社と記載されている。

陸前國塙南神社末社宮城郡浮嶋村村字船形鎮座浮嶋神社景色圖（齋藤神社蔵）

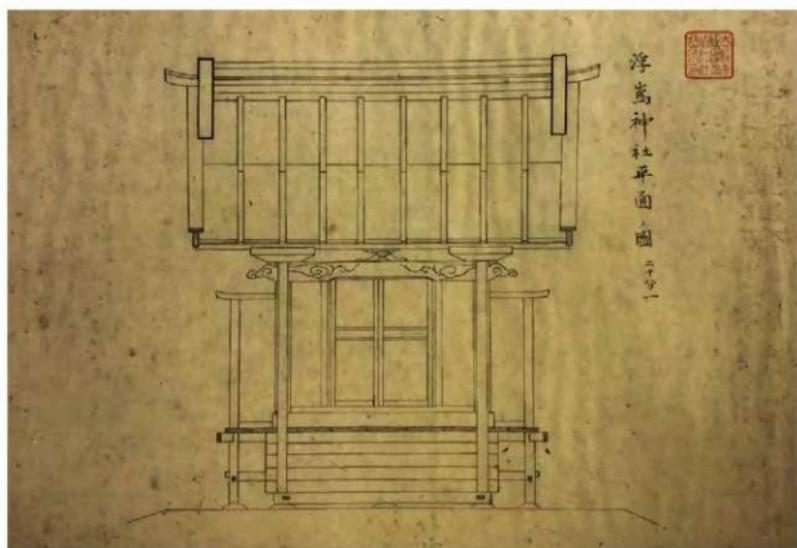




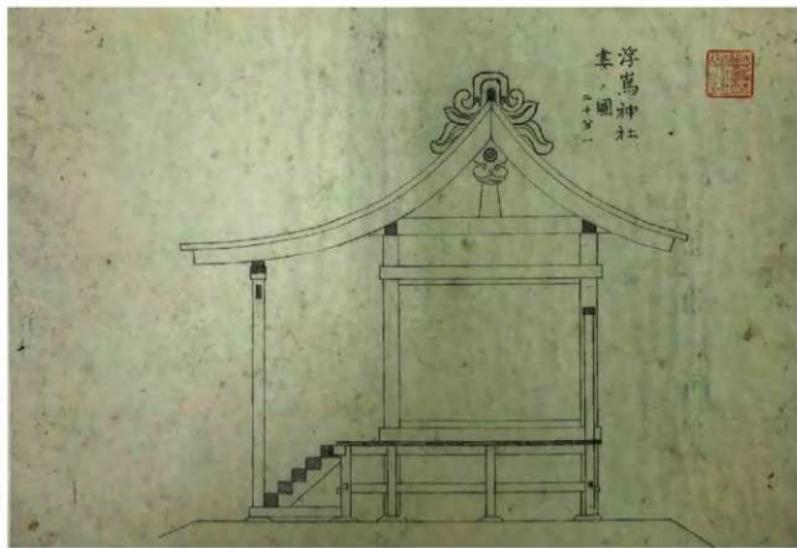
陸前國宮城都浮嶋村浮嶋社平面之圖（鹽竈神社藏）



浮嶋神社平面ノ圖（鹽竈神社藏）



浮嶽神社平面ノ圖（宿禰神社藏）



浮嶽神社妻ノ圖（宿禰神社藏）

## 二 大臣宮

大臣宮は鹽竈神社の末社で源融を祀る神社である。安永三年（一七七四）の「風土記御用書上」には、誰が勧請したか、またその年（第一皇子で、臣籍に下り、貞觀六年（八六四）から同一年（八六九）まで陸奥出羽按察使に任じられたことで陸奥國に関わった人である。大臣（おとど）とは貴人、大臣、公卿などの敬称であり、大臣宮は從位左大臣であつた融に因んだ名称であろう。安永元年（一七七二）の「封内風土記」に「大臣社 傳云鹽竈一宮末社。而所祭源融大臣也。」との記載がある。「書上」には、社は西向きの一尺作りで、西向きの鳥居があり、村の土地であるため地主ではなく、鹽竈神社の社家藤塚式部（知明）の預かりとなつてゐるため別當はいなかつたという記載もある。祭日は三月一八日であつた。

「鹽竈神社攝社末社圖錄」には大臣宮に関わる「陸前国塙神社末社宮城郡浮嶋村鎮座大臣神社景色図」、「陸前国宮城郡浮嶋村大臣社平面之図」、「大臣社正面図」「大臣神社妻ノ図」の四枚が収録されてゐる。「景色図」には水田の中の小さな丘の上に鳥居と神殿が描かれ、その後方に垣を巡らした石碑が一基立つ風景が描かれている。



大臣宮

「大臣神社正面図」には小祠が長さ（幅）約八〇センチメートルの上に鎮座した状態で描かれ、「行（※折）間外ニテ 一尺二寸／妻間一尺／高サ屋根ヨリ壇マテ一尺七寸／屋根 石」との注記がある。「屋根 石」とあるが、全体が木造建築ではなく石作りの社と見られる。「大臣社平面之図」には道路から延びる長さ一二間の参道と東西六間、南北五間の社地、社地の中央には神殿、北東隅には石祠が描かれている。

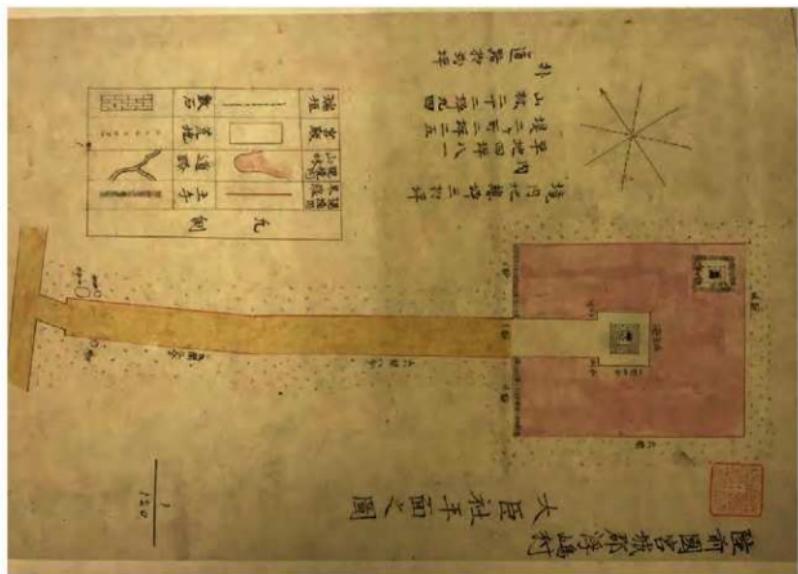
「景色図」は「陸前国」の記載から明治以降のものであろうが、そこに描かれた神殿は木造と見られ、「大臣神社正面図」に描かれた石作りの神殿とは異なつてゐる。

現在浮嶋神社境内に「大臣宮二座合祀」、「一宮十四末社／三月十八日神事」、「神主／藤塚知明」と記された石祠が祀られている。石祠に年代は刻まれていないが、藤塚知明（一七三八—一八〇〇）は鹽竈神社の社人で、安永三年当時大臣宮は知明の預かりであった（「書出」）。大臣宮が浮嶋神社に合祀されたのは明治四年のこと（本郷一九七三）、「町誌」にも「明治四十一年頃まで石のお宮があつたそうだが、今は浮嶋神社に合祀されて、礎石だけが東北本線と市川道路の交叉点の踏切りのところにある」との記載がある（註）（多賀城町誌編纂委員会 一九六七）。

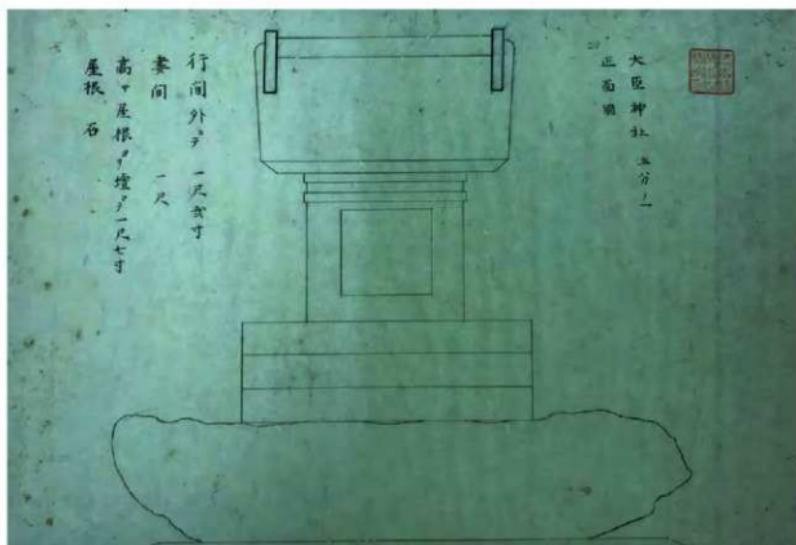
註 かつて大臣宮が祀られていた五は、昭和五八年に宅地造成計画に伴う発掘調査が行われ、その終了後に削平されて住宅地になった。発掘調査では多賀城城内の官衙（役所）に匹敵する大規模な掘立柱建物を発見し、その年代は九世紀後半頃で、歴史的な成績は得られなかった。



陸前國塩雨神社末社宮城都浮嶋村鎮座大臣神社景色圖（鹽竈神社藏）



陸前國宮城都浮嶋村大臣社平面之圖（鹽竈神社藏）



大臣神社正面圖（寶龕神社藏）



大臣神社妻ノ圖（寶龕神社藏）

## 第二節 仏閣・寺院

### 一 仏閣

勢至堂は、浮島字高原の法性院境内にある仏閣である。もとは市川村の勢至堂山にあったという（『鹽松勝譜（卷之八之二）』）。「封内風土記」に「仏宇」。觀音堂。不詳何時創建」と記載されているのはこの勢至堂のことであろう。

「風土記御用書出」には、誰がいつ勧進したかは不明であるが、本尊は古仏であるので、多賀城の城主の頃勧請したということもあるか、と記している。堂は南向きの一間四面の建物で、古仏とされる本尊は閻浮檀金仏立像で、御長一尺二寸、昆舟彌磨の作という。額は勢至堂の三字を書いた横額で、七北田村の龍門山洞雲寺の先住幹菴和尚の筆。祭日は九月二三日となっている。

閻浮檀金（えんぶだごん）とは、須弥山の南方「閻浮堤」という大陸にある閻浮樹の大森林を流れる河の底に産する砂金のことである。閻浮檀金を以て之を作られたものなどいう。「鹽松勝譜」の中に「堂中勢至像あり。相伝ふ。昆首彌磨。閻浮檀金を以て之を作る。或は曰ふ。僧都惠心製する所。」



勢至堂

### 二 寺院

#### 法性院

法性院は、浮島字高原の丘陵部にある曹洞宗の寺院である。山号は浮島山。

「風土記御用書出」には、台屋敷というところにあり、仏殿は南向きで堅三間半、横一間、南向きの門があり、本尊は魚藍觀音の木仏立像で高さは一尺五寸と記されている。開山については不明であるが、寛文四（一六六四）年二月一九日に武山和尚が中興したとある。仙台城下八塚の円通山龍川院が本山で、末寺はないが、寺の中の勢至堂の別當であつた。「境内景地之事」として、東は湊浜、松ヶ浜、菖蒲田浜あたりまで、南は蒲生、新浜、名取、伊具、宇多、亘理、相馬領まで、西は名取、柴田、刈田、国分の山々を残らず見渡すことができ、北は黒川郡大谷番が森が鹽竈山に隠れて見えない、と記している。このことは、「鹽松勝譜」にも「寺前遙ニ東南海ヲ望ム。亦佳境ナリ。」と同様の記載がある（卷之八之二）。



法性院

とあり、閻浮檀金仏立像が勢至菩薩像であると記している。

この本尊は盜難にあって今はなく、梵蕃和尚筆の横額も現在あるのは後世のものだという（多賀城町誌編纂委員会 一九六七）。

法性院については、村の「書出」とは別に住職の源道が寺の「書出」を提出しており、「開山より当住迄歴代之道号実名之事」として中興から六世（当住）まで書出している。

中興 武山芸大

二世 悠秀徹定

三世 瑞璣洛台

四世 石雲換龍

五世 蘆峯蘇迷

六世 至契源道（当住）

中興の武山俊芸は、墓標では没年が寛文四年一月一九日となっている

が、この日は、寺の「書出」によれば武山が寺を中興した日であり、さらには南宮村の慈雲寺の開山でもあった武山が死去した日とも同一である。武山の墓標は、「風土記御用書出」が作成された安永三年（一七七四）に六世源道が建立したものであることから、事実関係に混乱が生じている可能性がある。

住職墓地には七世 祖戒弁道、准七世 教禪智聞、八世 玄真鶴道の墓標もある。准七世の教禪智聞上座は出羽国東根の出身で、浄土真宗の僧であったが、勢至菩薩を信心したことから当寺に二年間住み、七十四歳で死去したという。勢至菩薩とは勢至堂の本尊かと考えられる。

陸前国宮城郡浮嶋村  
舊境内反別式反四畝拾三歩  
反別七畝四歩 現境内  
反別老反式拾八歩 共有墓地  
反別六畝拾老歩 荒蕪地

前毫畝歩道路ヲ除ク



宮城県公文書館所蔵の複製をトレース

第3図 社寺境内区画図（浮島村法性院）

## 第六章 石造物

### 凡例

- 1 本章には、中世の供養碑である板碑二基、庚申塔をはじめとする近世・近代の供養碑一六基、石燈籠や鳥居等七基、墓標三二基などについて調査成果を収録した。
- 2 供養碑は、近世と同じ様式が統一しているため、昭和期まで調査の対象とした。

- 3 図版中の表示は、「図版番号・所在地・(登録番号)」である。

- 4 供養碑の登録番号は「多賀城市の歴史遺産」調査開始時からの連続番号である。

- 5 図版は拓本、図版内釈文、写真で構成した。拓本の縮尺は一部を除き八分の一に統一し、図版内釈文では可能な限り実際の文字に近いもので示した。

- 6 釈文は原則として常用漢字を使用した。

- 7 種子は仏・菩薩名の下に、片仮名で( )内に記した。

- 8 欠損や摩耗等により判読できない箇所については、文字数に応じて□または〔 〕で示した。

- 9 石材については、東北大学総合学術博物館協力研究員永広昌氏の肉眼観察による。

### 分布と概要

浮嶋神社 丘のふもとに石鳥居があ

り、石段を昇り切ったところに一対の石燈籠と、それより社殿側に狛犬と新しい石燈籠がそれぞれ一対ある。参道の西側には八幡神社、東側には三居稲荷神社と大臣宮が境内社として祀られている。八幡神社と大臣宮の小祠の前には手水鉢があり、合祀とともに移転したものかと見られる。大臣宮の小祠の後方（東側）には顯彰碑が二基、それがらの後方に近世の供養塔（庚申塔）が一基ある。

後山 一軒の民家がある小丘の西側は大部分が畠地となっているが、西端部付近の雑木が生い茂ったところに江戸時代の墓地がある。（二基の墓標と中世の板碑が一基ある。

小沢原 この地区の旧家の敷地内に、個人で建立した山神塔が一基ある。

高原 市道新田浮島線と史跡連絡線の丁字路に面した南東の宅地内に、板碑が一基、出羽三山塔が一基ある。

西沢A 市道新田浮島線から北側の坂道に面した宅地内にあり、山神



西沢A



浮嶋神社



第4図 浮島地区石造物分布図

塔と名号塔が祀られている。

**西沢 B** 市道新田浮島線から北側の坂道に面した宅地内（西沢 A の北側）にあり、馬頭観音塔が二基祀られている。

**西沢 C** 法性院の西側の住宅地の間に、通称オバガミサマと呼ばれる菩薩を半肉彫りした供養塔が一基祀られている。  
**法性院** 境内に名号塔、巡拝塔、寒念仏塔があり、本堂の裏手には住職等の墓地がある。山門の入口には地蔵菩薩坐像がある。  
**沢前** 市川地区との境界付近に庚申塔がある。



沢前



西沢 B



法性院



西沢 C

## 第一節 板碑

1 高原 (No. 1240)



S=1/8 0 30cm

### 解説

旧浮島村地域では、一基の板碑を確認した。  
いずれも無紀年である。

No.1は胎藏界大日如来を主尊とし、種子「ア」が碑の上部中央に刻まれている。  
No.2は金剛界大日如来を主尊とし、種子「バン」が碑の上部中央に刻まれている。

### 釋文

1 高原 (No. 1240)

(ア)

2 後山 (No. 1263)

(バン)



2 後山 (No.1263)



S=1/8 0 30cm

## 第二節 近世・近代の供養塔

### 一 庚申塔

庚申供養に關わる塔が二基ある。

No.3は寛文二年（一六七二）造立の庚申供養塔で、九月一二日はこの年五回目の庚申の日に当たる。浮島村の住人一人によつて造立されたもので、市内では南宮庚申神社の明暦四年（一六五八）の塔、高崎念佛壇の寛文九年（一六六九）の塔に次いで古く、「供養石塔一体」という表現も共通している。

No.11は文化三年（一八〇八）造立の庚申供養塔で、正月一二日はこの年始めの庚申の日に当たる。講中九人によつて造立されたもので、中央に「庚申」の二文字が大書され、その上部には瑞雲に乗った日天と月天が刻まれている。この塔には「右七ヶ浜左塩釜」の文字が刻まれ、道標の役割も担つてゐる。現在は明治一七・八年頃に開削された塩釜新道（市道新田浮島線）に面して立つてゐるが、もとはさらに北側の、浮島と市川の境界付近に立つてゐたといふ。

### 二 自然神信仰の塔

山神を祀つた塔が二基ある。

No.6は文化三年（一八〇八）に女講中によつて造立されたもの、No.12

### 三 馬の守護神の塔

馬頭觀音首を祀つたものが二基ある（No.8・9）。いずれも個人の宅地

出羽三山信仰に關わるもののが一基ある。

No.5は嘉永四年（一八五二）の出羽三山塔である。中央に、湯殿山の本地仏である胎藏界大日如来を表す種子「アーリンク」が刻まれ、その下に湯殿山、その左右に月山、羽黒山の名が記されている。浮島村の村中にあって造立されたもので、世話人九名とその外一〇名の男性名が記されている。導師は阿闍梨永仙と記されている。永仙は当山派の修驗で、小鶴村（仙台市宮城野区岩切）の羽山神社が、天保一四年（一八四三）に廟堂を再建した時の別當であつた。村中として名を連ねた講の集団は、夏峰にお山懸け（入峰）を行つて代参の者を送り、五穀豊穣、村内安全、無病息災などを祈願したのであり、この塔は入峰修行の安全と無事終了の記念として造立されたものと考えられる。平成二四年三月の東日本大震災の折倒伏したが、同二六年に鶴岡市手向の導師によつて復旧の供養が執り行われた。

### 五 名号塔

名号塔が三基ある。

No.14は施主が孝子と見られることから個人、No.7・17は男性集団によつて造立である。No.17は与五郎の上の「中野」、久蔵の上の「高崎」は、苗字ではなくそれぞの村の名と考へられる。三基とも建立の月がいづれも八月であり、秋の彼岸供養で造立されたものであろう。

## 六 巡拜塔

六十六部の廻國に關わる供養塔が一基ある。

No.16は中央に「奉造立日本廻國六十六部千人一宿供養塔」と記されてい。る。「奉造立」とあるので、廻國者に対する宿の提供という作善を行つたことで供養塔を造立した、と読むことができるが、続く「八郎菩提」の意味は不明である。千人一宿とは止宿させた廻國者の数と考えられており（小嶋二〇〇四）、その数が一定数に達した時に造立されるという（田代一九九七）。この供養塔は浮島村の勘右衛門と伊之助が施主となつて造立している。

## 七 その他仏教関係の塔

No.15は寒念仏塔である。寒念仏とは、寒中三〇日の間、毎夜寒冷を忍び、苦に堪えて、鉢をたたき、念佛を唱えながら歩く修行とされている（中村一九八一）。寒中とは、寒の入りから寒明けまでの約三〇日間のことと、一年で最も寒い時期に、その修行を三年行つたことの供養塔であり、「為無縁」の文字から、無縁仏供養を目的とした寒念仏と考えられる。

## 八 その他

No.4は大臣宮の石祠である。正面に「大神宮一座合祀」とあるが、二座の意味は不明。右側面の「一宮十四末社／三月十八日神事」とは、大臣宮が鹽竈神社（一宮）の一四末社の一つということで、三月一八日はの神官である。この石祠に紀年銘はないが、「風土記御用書出」が作成された安永三年（一七七四）当時大臣宮は知明の管理するところとなつ

ており、知明は寛政二年（一八〇〇）に没しているので、その間のものであろう。

No.10は舟形状の光背に聖觀音菩薩立像が半肉彫りされたものである。像容は明確ではないが、両手で蓮華を持つ姿が確認できる。

No.18は地蔵菩薩坐像である。大正一五年（一九二五）、法性院檀徒の中に構成された女性の念佛講中が安置したもので、台座の三面にわたりて指導者一名、講頭二三名、信鶴者五名の名を刻んでいる。発起者は男性二名、寄附者は男性七名、女性二名となつていて、寄附者の一人は法性院九世忠悟である。

## 積文

### 3 浮鳴神社（No.1243）

寛文拾一年 浮鳴村

孝子

○ 奉 伊辛供養石塔一体也

敬白

九月十二日 拾一人

### 4 浮鳴神社（No.1256）

（正面）大臣宮一座合祀

（右側面）一宮十四末社

三月十八日神事

（左側面）神主

藤塚知明

## 5 高原 (No. 1241)

6 西沢 A (No. 1211)  
文化三寅 女講中山神  
正月十二日7 西沢 A (No. 1212)  
(正面)

導師	庄太郎
阿闍梨永仙	榮治郎
当村中	太郎兵衛
世話人	喜三郎
	源太郎
	清右衛門
	幸右衛門
	金次郎
	源吉
	久吉
	勘右衛門
	八郎

月山

(バーンク) 湯殿山

久	惣
久	惣
久	惣
久	惣

久	兵衛

十五	又

長五郎

文化七半天

○南無阿弥陀仏

曾口左

三五郎

八月吉日

太助

(左側面)

左ハ志をかま道

嘉永四亥年八月八日

石工

辻本屋七兵衛

8 西沢 B (No. 1214)  
明治十五年七月廿四日  
馬頭觀世音

願主

佐藤栄助

9 西沢B (No.1215)

大正二年四月

馬頭観世音

大正三年六月

10 西沢C (No.1242)

定□

(地蔵菩薩立像)

11 天八月十日

11 沢前 (No.1218)

文化三寅正月十二日

日天 (瑞雲)

庚申

月天 (瑞雲)

右七ヶ浜左堀釜

講中九人

12 小沢原 (No.1216)

明治二十五年

山神

加藤権吉

旧九月廿八日

13 法性院 (No.1234)  
奉請一字一石一礼寿命経

享保十三戊申年

法性院 (No.1262)  
施

○南無阿弥陀仏  
敬□

○南無阿弥陀仏

○南無阿弥陀仏  
敬□

八月二十日

15 法性院 (No.1228)

寛保元酉年

塔立

○奉三年寒念佛為無縁

四月上五日供養

施主

16 法性院 (No.1229)

天下泰平 享保十八丑歳 奥州宮城郡浮船村

奉造立日本廻国六十六部千人一宿供養塔八郎善提 (請花)

国土安全 十一月吉日 施主 諸右衛門

同 伊之助

## 17 法性院 (No.1230)

講頭

伊藤まん

加藤みゑ

鈴木とめ

小畠つる

阿部きん

阿部ひさ

佐藤よね

志賀くに

佐藤さく

蜂谷とよ

伊藤はづ

蜂谷みつ

加藤ふみ

加藤しん

蜂谷きよの

(左側面)

志賀まつの

阿部たみ

石森きみ

伊藤はるい

佐藤すめ

佐藤きく

蜂谷しつ

岡野とく

鈴木こと

指導者

志賀大治郎

信仰者

尾口うん

鈴木とめ

小畠つる

阿部きん

阿部ひさ

佐藤よね

志賀くに

佐藤さく

蜂谷とよ

伊藤はづ

蜂谷みつ

加藤ふみ

加藤しん

蜂谷きよの

(左側面)

志賀まつの

阿部たみ

石森きみ

伊藤はるい

佐藤すめ

佐藤きく

蜂谷しつ

岡野とく

鈴木こと



S=1/8 0 50cm



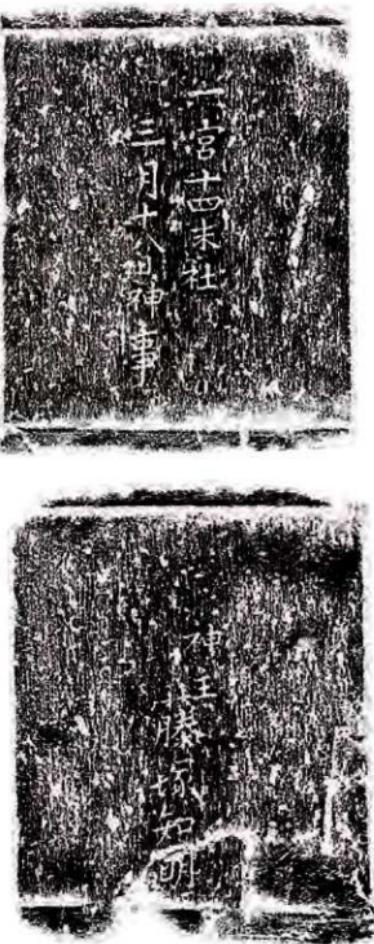
4

浮嶋神社  
(No. 1256)

(正面)



大臣宮二座合祀



(左側面) 神主

藤塚知明

(右側面)  
一宮十四末社  
三月十八日神事

S=1/8 0 30cm





S=1/8 0 50cm



6

西沢A (No. 1211)

文化三年（一八〇六）



7

西沢A (No.1212)

文化七年（一八一〇）

（正面）



S=1/8 0 30cm

（左侧面）

左ハ志をかま道



8

西沢B  
(No.  
1214)

明治一五年（一八八二）



S=1/8 0 30cm



9 西沢B (No.1215) 大正二・三年（一九一三・一九一四）



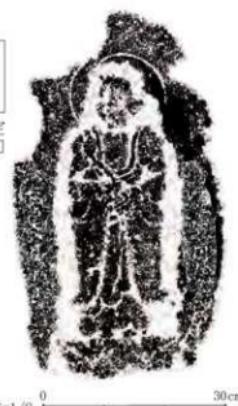
馬頭觀世音  
大正二年四月  
大正三年六月



10 西沢C (No.1242)



（地藏菩薩立像）  
定□  
天八月十日



11

沢前  
(No.1218)

文化三年(一八〇六)



S=1/8 0 30cm



12 小沢原（No.1216） 明治二十五年（一八九二）



明治二十五年  
旧九月廿八日  
加藤種吉



13 法性院（No.1234）



奉請一字一石一禮壽命經



S=1/8 0 30cm

14

法性院  
(No.  
1262)

享保一三年（一七二八）





法性院  
(No. 1229)

享保一八年（一七三三）



奉造立日本廻國六十六部千人一宿供狼塔八郎菩提

國土安全 十一月吉日 施主  
同 勘右衛門 伊之助

天下泰平 享保十八年正月 奉達

國士安金十一月吉日 施主勘右衛門 伊之助



18

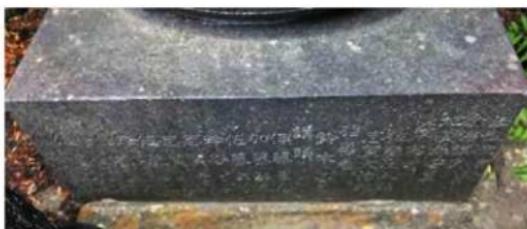
法性院（No. 1236）

大正一五年（一九二六）

(左側面)

(右側面)





### 第三節 石燈籠・石鳥居・狛犬

No.19・20は同文を刻んだ一对の常夜燈である。慶応四年に松本成章が奉納したものである。

No.21は石鳥居の柱に刻まれた銘文で、奉納者は蜂谷興助である。

記された武本時保は、一時奏社宮の宮司を務めた人で、明治四四年に日吉神社外四社を合祀した時の奏社宮社掌である。

No.22・23は一对の狛犬である。昭和一九年に蜂谷興助と鈴木きくよによつて奉納されたもので、奉納者名はそれぞれの下の台座に、「奉納」の文字は一字ずつ上の台座に刻んである。

22 浮嶋神社 (No.1254)  
(上台座) 奉  
(下台座) 昭和十九年

旧九月十五日  
蜂谷興助

No.25は常夜燈である。明治一一年(八七八)に女性四名が願主となり、蜂谷・佐藤氏が世話人となつて奉納されたものである。

24 浮嶋神社 (No.1257)  
昭和十五年四月  
在満記念  
加藤勇一  
(東側) 願主  
おせん  
おせん  
おせん  
おせん  
志賀清弥  
石工  
蜂谷興助  
取次社掌 武本時保  
(西) 奉納 浮島

丹野嘉右衛門  
石工

23 浮嶋神社 (No.1255)  
(上台座) 納  
(下台座) 鈴木きくよ

21 浮嶋神社 (No.1253)  
(東側) 明治三十七年四月十五日

25 法性院 (No.1232)  
(東側) 願主  
おせん  
おせん  
おせん  
おせん  
志賀清弥  
石工  
蜂谷興助  
取次社掌 武本時保  
(西) 奉納 浮島

24 浮嶋神社 (No.1257)  
昭和十五年四月  
在満記念  
加藤勇一  
(東側) 願主  
おせん  
おせん  
おせん  
おせん  
志賀清弥  
石工  
蜂谷忠吉  
佐藤金治郎  
(西側)  
明治十一年旧九月廿三年  
(南側)

19  
20

浮嶋神社（No.1246・1247）

慶応四年（一八六八）

19



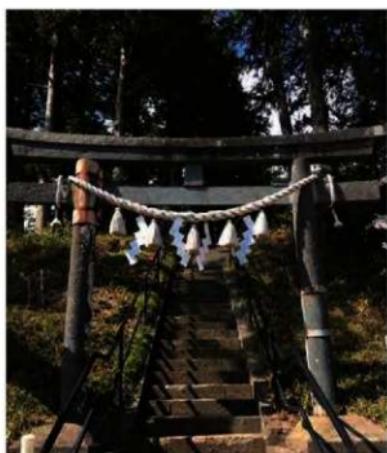
20



21

浮嶋神社（No.1253）

明治三七年（一九〇四）



22·23

浮嶋神社（No.1254・1255）

昭和一九年（一九四四）



（上台座）  
奉  
（下台座）  
昭和十九年  
旧九月十五日  
蜂谷與助

23



（上台座）  
納  
（下台座）  
鈴木きくよ

24

浮嶋神社（No.1257）

昭和一五年（一九四〇）



在満記念  
昭和十五年四月  
加藤勇一



(東側)

(南側)

石工  
丹野嘉右  
門



(西側)

明治十一年九月廿三日



(北側)

當村世話人  
佐藤金治郎  
蜂谷忠吉



奉納

願主  
おおせん  
□□□□



S=1/8 0 30cm

#### 第四節 沿革碑

浮島神社境内に昭神徳碑と修造之記碑がある。昭神徳碑は皇紀二千六百年となる昭和一五年（一九四〇）に本殿と拝殿の改修と境内の整備を行つたことを記したものである。本郷署は柏木神社の官司。修造之記碑は、昭和五九年に本殿・幣殿・拝殿の修造と、屋根の銅板葺替えを記したもので、その費用は合祀した大臣宮の旧社地の売却によつて得られたとしている。

#### 26 浮島神社（№1244）

浮島神社は奥鹽老翁奥鹽老女を奉祀す謹みて按するに當社ハ式外の社なれど多賀城のあり志頃は相當榮え給ひし神社なり即延暦中陸奥昭按察使大伴家持につかは志ける山口女王の歌を初夙く歌人に持映され且白天河天皇延久六年六月浮島鹽竈鳥海三社御トに預かり給ひしと朝野群載に見えたり明治四年七月村社に列す同四十三年奏社宮に合祀せんとせしも由緒ある神社なる故を以て許可なかりき氏子總代蜂谷與助常に敬神の志篤く先に石鳥居を明治廿七年に石階を大正七年に建設寄進し奉り神社の隆盛神徳の發揚を圖る今回亦同輩氏子と協力本殿並拝殿の御改修御神域の整備をなし奉る結構壯麗近郷に類なきか如しよりて茲に事由を梗記志永く後世に傳へて以て敬神思想の涵養に資する登之路あらんと云爾

新宮爾朝日刺添邊浮島能神道御陵威毛彌萬左里計梨

皇紀二千六百歲四月十五日

本郷 銘謹撰弁書

社掌 菅野亦左衛門  
石工 志賀清彌



浮島神社は多賀城繁盛の頃の創建と伝え平安時代の延久六年鹽竈鳥海社と共に朝廷から深く崇敬され承保年間に國守も詣でた歌も残る名社である。以来朝野敬つて奉祭只管勤めてきて昭和十三年氏子敬神者新社殿を奉建してから星霜を重ね屋根等に聊か朽損をみた。折柄貞觀六年補任の正三位中納言陸奥出羽按察使源朝臣融をまつる大臣宮を當神域に敬つて合祀してからその旧社地休閑となつたので売却その資金で本殿幣殿拝殿の修造並び屋根を銅板で葺き替えて嘗しなえに神鎮りますことを庶幾つて氏子一同協議を重ねて總額費金五百拾貳万円で昭和五十九年八月廿日着工同年十月廿日竣工一層の後尊嚴に皆々等しく欣悦したこれ偏に氏子一同の崇神の念に依るものである。茲に経過を錄し心意を讃え永く後世に伝える

之  
修  
造  
昭和五十九年甲子十一月吉日

撰文花邑法淳  
宮司管野正一



## 第五節 墓標

30 法性院住職墓地 (No. 1220)  
(オモテ面)

寛文四甲辰天  
開山大和尚禪師

一月十九支  
(ウラ面)

安永三甲午八月源道立焉  
(ウラ面)

今年迄百十一年成

31 法性院住職墓地 (No. 1219)  
(オモテ面)

当院五世蘆峯□□和尚

(ウラ面)

明和三丙戌十月廿九日  
(ウラ面)

法性院の住職の墓地に九基の墓標がある。開山、五世、六世、七世、  
准七世、八世の墓標は無縫塔である。

No.30は開山の墓標であるが、その没後一一年目の安永三年（一七  
七四）に六世源道が建立したものである。六世源道と七世弁道について  
は示寂の日の記載がない。

No.36は俗名林六之進の墓標である。信士という位号に統けて「不生位」  
とあるが、「靈位」などと同じ下文字（置字）と呼ばれるものである。

後山と呼ばれる低丘陵の南斜面に二基の墓標が立つ墓地がある。現  
在祀っている家はないが、佐藤氏所有地内にあり、最も古い紀年銘をも  
つ寛文六年（一六六六）のものと、元禄一年（一六九八）のものに、  
俗名と並んで佐藤の苗字が記されていることから佐藤家の旧墓地と考え  
られる。最も新しいものは寛政四年（一七九二）のものである。

### 釈文

28 法性院 (No. 1239)

享保十三天  
(地蔵菩薩立像)

一月八日

32 法性院住職墓地 (No. 1226)  
法性六世至契源道和

29 法性院 (No. 1231)  
文政□年

(地蔵菩薩立像)

## 33 法性院住職墓地 (No.1222)

(才モテ面)

淮七世 弘化四年丁未年

鑑住中興教禪智聞上座

十一月廿日寂

(ウラ面)

智聞者羽州東根之產也

淨土真宗五位上之僧鎮

守勢至菩薩因信心當寺者

住二十一年頗興補開山武山

大和尚以來雖別宗檀中

□依故遂七十四歲當山

示寂矣

## 36 法性院住職墓地 (No.1221)

林六之進信長

天明四辰年六十四歲

(ア) 白淨知心信士未生位

七月初八日

37 法性院住職墓地 (No.1223)

明治七戊午

○離現禪童子

七月十二日

## 38 法性院住職墓地 (No.1224)

(才モテ面)

茂榮天與比丘尼

(右側面)

明治三十二季己亥旧九月

九日沒尼者本郡八幡村江

口深吉之二女而仏門帰依

三寶尊口雄髮方袍内項當

院口護十余年口而茲葬秀永記

(左側面)

慈雲寺秀永

35 法性院住職墓地 (No.1225)

前永平當院八世玄真鶴道大和尚禪

(ウラ面)

(オモテ面)

34 法性院住職墓地 (No.1227)

前總持當山七世祖戒弁道大和尚禪

(右側面)

茂榮天與比丘尼

明治三十二季己亥旧九月

九日沒尼者本郡八幡村江

口深吉之二女而仏門帰依

三寶尊口雄髮方袍内項當

院口護十余年口而茲葬秀永記

(左側面)

明治四十年旧九月十六日示寂

28

法性院  
(No.  
1  
2  
3  
9)

享保一三年（一七二八）



享保十三年  
（地藏菩薩立像）  
二月八日



S=1/8 0 30cm

29

法性院  
(No.  
1  
2  
3  
1)

文政



文政□年  
（地藏菩薩立像）



S=1/8 0 30cm



法性院 (No.1220)

安政三年（一七七四）



(才モテ面)



(ウラ面)

閑山大和尚禪師  
二月十九支  
開山大和尚禪師  
二月十九支

寛文四甲辰天  
安永三甲午八月源道立爲  
今年造百十一年成

S=1/8 0 30cm

法性院 (No.1219)

明和三年（一七六六）



(才モテ面)



(ウラ面)

當院五世蘆峯□□和尚

明和二丙戌十月廿九日

S=1/8 0 30cm

32

## 法性院住職墓地 (No. 1226)



法性六世至契源道和

S=1/8 0 30cm



准七世 弘化四年  
鑑住中興教禪智聞上座  
十一月廿日寂



(オモテ面)



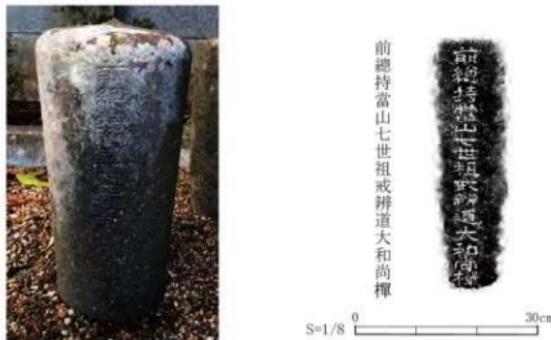
智聞者羽州東根之產也  
淨土真宗五位上之僧鎮  
守勢至井因信心當寺者  
住二十一年頤興補昇山武山  
大和尚以來雖別宗檀中  
故依故遂七十四歲當山  
示寂矣



(ウラ面)

## 法性院住職墓地 (No. 1222) 弘化四年（一八四七）

64



前總持當山七世祖戒辨道大和尚禪

30cm

0



前永平當院八世玄真鶴道大和尚禪

(ウラ面)

0



明治四十年九月十六日示寂

30cm

0

36

法性院住職墓地（No.1221） 天明四年（一七八四）



五

林六之進信長  
天明四辰年六十四歲七月  
初八日

白淨知心信士不生位



S=1/8 0 30cm

37

法性院住職墓地（No.1223） 明治七年（一八七四）

明治七戊年  
○離現禪童子

七月十二日



S=1/8 0 30cm

法性院住職墓地 (No.1224) 明治三十二年（一八九九）

(才モテ面)



茂榮天與比丘尼  
(請花)

S=1/8 0 30cm

(右側面)



明治三十二年己亥舊九月  
九日沒尼者本郡八幡村江  
口深吉之二女而佛門帰依  
三寶尊口蓮髮方袍圓項當  
院口護十余年口而茲葬秀水記

(左側面)



慈雲寺秀水



後山 (No. 1264) 寛文六年 (一六六六)

天岩本空禪定門  
(請花)  
孝子  
六月三十日  
敬白  
佐藤惣衛門



S=1/8 0 30cm



43 後山 (No.1268)	42 後山 (No.1267)	41 後山 (No.1266)	40 後山 (No.1265)
圓 于時元祿八□ 來室妙本禪定尼 (請花) 六月廿六日菩提也 敬白	圓 于時元祿五年 梅林花香禪定尼 (請花) 二月七日 敬白	○ 通岩道安禪定門 (請花) 天和三年 孝三	○ 雪貞道安 □ 九月 □



45 後山 (No.1270)

享保四稔

転想妙体信女 (詣花)

八月念八日



後山 (No.1271)

享保十年八月八日

真光円照禪定門

四郎兵衛

父



後山 (No.1272)

享保二十年

□窓妙真信女 (詣花)

十月十七日



後山 (No.1273)

寛延二□

秋兵妙 □

十月十 □



49 後山 (No.1274)

明和九年

本然無性信土 (詣花)

八月廿日



後山 (No.1275)

安永四年

教圓明闇信女

二月廿七日



後山 (No.1276)

安永六年

太安妙智信女 (詣花)

十一月一日

太左衛門母



52 後山 (No.1277)

安永 □

一安妙 □

八月 □



53

後山 (No.1278)

天明三年（一七八三）



S=1/8 0 30cm

○  
天明三卯年  
孝子主  
零□真禪定門  
敬白



54 後山 (No.1279)

天明四年

○ 桐雲妙光  
七月四日 □58 後山 (No.1283)  
(地藏菩薩立像)

55 後山 (No.1280)

寛政二年

○ 機外伝心信士  
(請花)

八月八日

59 後山 (No.1284)  
位

56 後山 (No.1281)

寛政四子年

○ 大道了安信士  
(請花)

大左衛門

七月十四日 父

57 後山 (No.1282)  
春涼妙安信士  
□ 年  
□ 月二十一日

後山遠景 (国府多賀城駅より)



後山（西より）



後山（南より）

## 第七章 版本

法性院に一点の版本がある。

表2 版本の大きさ

	長辺	短辺	ウラ面
1	30.3	10.0	墨書
2	31.5	9.0	
3	10.0	5.5	
4	21.8	8.3	刻書
5	37.8	15.3	墨書
6	31.5	7.7	
7	29.2	9.5	刻書、2次利用
8	23.5	5.0	
9	27.0	6.5	墨書
10	32.5	5.0	刻書、墨書
11	20.0	6.0	墨書

No.1は家内安全・息災延命の祈禱に関わるもので、「得大勢至」は「勢至」の正式名称である。No.2は大般若に関わるものである。大般若とは大般若経・転説会のことと、六百巻の經題を読み上げることで經典一巻一巻を転説する法会である。No.1・2の「宝讀(ほうとうく)」とは、No.7・10の「守札」と同じである。No.6・9は集団で大数珠を繰りながら名号を唱える念佛供養「百万遍」に関わるものである。No.5は宝冠を受けた菩薩立像で、胸の前で両手を組み、尊像の頭上に宝瓶を配していることから勢至菩薩と見られる。蓮台の上に立ち、光背は舟形の雲形光背である。尊像の下には長方形の枠の中に「浮島村法性禪院」と記されている。No.7は勢至堂の本尊開帳時のものと見られる。No.11は種子八字と休符からなる真言で、「オン アン アン アン サク サク ソワ カ」と読める。アンは普賢菩薩、サクは勢至菩薩を表す種子であり、は帰依を表明して息災を祈る定型句である。

No.9はウラ面に昭和四年の墨書がある。版本が使用された年代の一端を示すものと考えられる。かつて浮島地区の青年団では、ヒヤクマンバントコウ（百万遍説）という集まりがあり、法性

院に集まつて大数珠をまわし、その後寺にある版本で札を刷り、それを各戸に売って歩いたという。この版本はその時に用いられたものと考えられる。

菩薩像を描いたNo.5や、内容不明のNo.4以外の版本については、印刷される文字列の長さがa.:二七・五一・九・五センチメートルのもの（No.1・2・7・10）、b.:二五〇センチメートルのもの（No.6・9）、c.:九・五・二・五センチメートルのもの（No.3・8・11）に区分できる。cの11は小型であり、しかも真言のみを記している。ウラ面に「中札」と記されているように、内符の版本と見られる。aは大型であることから、三つ折りした中に内符等を収める守札、bは一枚刷りの守札の印刷に使はれた可能性がある。

No.1・3・7・10の銘文には、「勢至菩薩（勢至觀音菩薩）+法性院（法性禪院）」の記載があり、勢至菩薩（勢至觀音菩薩）は信仰・礼拝の対象、法性院（法性禪院）は護符の頒布元と考えられる。勢至菩薩を本尊とする勢至堂は法性院境内にある仏閣で、法性院がその別当という関係が表れている。

1 法性院  
得大勢至菩薩  
御祈禱宝讀 法性禪院  
家内安全息災延命

(ウラ面)

伝選万王三代□住

高橋鍛毫

光寿

院菊帶<sup>カガ</sup>山

道和尚

小刀 智

(勢至菩薩立像)

法性院

浮島村

浮島村 法性院

家内安全  
法性院

奉修南無百万遍處繁昌之御守護

息災延命

(ウラ面)

昭和四年旧四月二十四

5 法性院

8 法性院

家内安全

勢至觀世音菩薩

如意攸  
息災延命

浮島村

院菊帶<sup>カガ</sup>山

道和尚

小刀 智

(勢至菩薩立像)

法性院

浮島村 法性院

家内安全  
法性院

奉修南無百万遍處繁昌之御守護

息災延命

(ウラ面)

昭和四年旧四月二十四

3 法性院

6 法性院

10 法性院

浮島山

奉唱弥陀名号

一百万遍家内安全息災延命專祈所

得大勢至菩薩守札 法性院

(ウラ面)

上 光寿院<sup>カガ</sup>菊帶<sup>カガ</sup>山

智道和尚

浮島山

古ん布

7 法性院

11 法性院

奉開帳

4 法性院

大勢至菩薩守札 法性院

大勢至菩薩守札 法性院

9 法性院

8 法性院

千代のはし

家内安全

千代のはし 家内安全

まつかせ山

まつかせ山 家内安全

(ウラ面)

※横書の刻字あるが不明

(ウラ面)

法姓院

上 中札 法性院

(ウラ面)

1

法性院



S=1/2



S=1/3

伝選万王三代口住

高橋銳毫

小刀

光寿院菊帶山

智道和尚

七難即滅  
大般若經寶牘  
七福即生  
法姓禪院

S=1/2



S=1/3

3

法性院



勢至觀世音菩薩  
淳鴻山  
法性院

S=1/2

法姓院



S=1/3



S=1/2



S=1/3

□陀□□  
浮鵠村  
法性禪院



S=1/2

6

法性院

ノ  
奉唱彌陀號百萬遍家安寧心<sub>莫</sub>延無量劫

S=1/2



S=1/3

奉  
關  
帳  
大勢至菩薩守孔  
象內安金  
法姓院

S=1/2



S=1/3

勢至觀音菩薩 家內安全  
息災除病如意符

S=1/2



S=1/3



昭和四年旧四月二十四

家内安寧  
奉修南無百萬遍處繁昌之御守護  
息災延命

S=1/2

S=1/3

10

法性院

得大勢至菩薩守札 法性院

S=1/2



S=1/3

上  
光寿院  
菊蒂山  
智道和尚  
力



上  
中札

浮鷗村  
法性院

S=1/2

## 第八章 民俗

### 第一節 地域の概要

浮島地区は本市北部に位置し、西は市川地区、北と東は塙竈市と接している。JR国府多賀城駅の北側に広がる低地には低丘陵が点在し、中でも浮嶋神社が鎮座する丘陵は、古来より和歌に詠み込まれた歌枕「浮嶋」として知られている。旧家は北側の丘陵部に集中するほか、南側の低地に点在する丘陵にも居を構えている。塙竈に通じる旧道沿いに家屋が多く建ち並び、この一帯はナカドオリ（中通り）と呼ばれている。また、字西沢の高地はデーホウ（台方）、南側の低地に点在する丘陵一帯はコザワラ（小沢原）と呼ばれている。

浮島地区の人口は、令和四年一月末時点で世帯数一三九六世帯、三二八二人となっている。昭和四〇年代に低地の開発が進み、浮島ニュー・タウンとして宅地が整備されて人口が大きく増加した。元々この低地には水田が広がっていたが、ウキシマヤチ（浮島谷地）と呼ばれる水分を多く含む土壤で、ひどくぬかるむために収穫量も少なく、水田としては適さないことから早い時期に宅地化が進んだという。

屋号

ウツシヨノイ（後の家）

カジヤ（鍛冶屋）

コヤマ（後山）

サンキヨノイ（三居の家）

シタテヤ（仕立屋）

シタノイ（下の家）

チャヤッコ（茶屋っこ）

デーノイ（台の家）

ナカノイ（中の家）

ナシバタケ（梨畠）

ニシノイ（西の家）

ニシノサワ（西の沢）

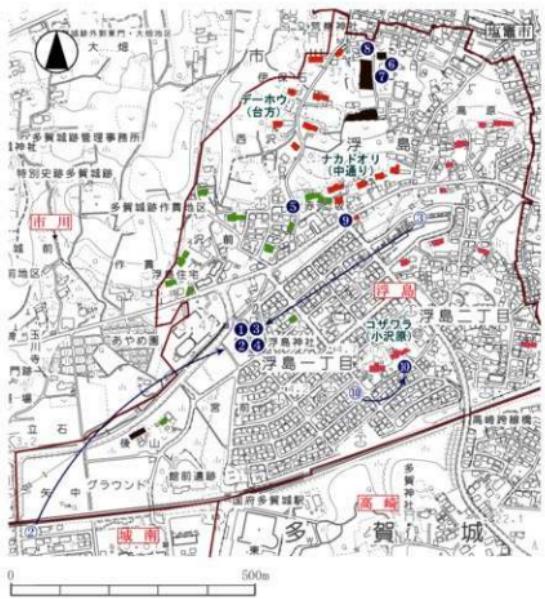
ノドッパレ（喉腫）

バクロウヤ（馬喰屋）

ヒガシノイ（東の家）

ムケヤマ（向山）

ヤマノイ（山の家）



浮島親和会

- = 1班
- = 2班
- = 3班

■ = 墓地

1. 浮島神社
2. 大臣宮
3. 三居稻荷
4. 八幡神社
5. 山の神
6. 法性院
7. 勢至堂
8. オバガミ様
9. 三山塔
10. 地の法印

第5図 浮島地区民俗調査関連図



開発が進む前の浮島（高原から高崎方面を臨む） 蜂谷継夫氏提供

## 第二節 人々のつながり

### 一 浮島親和会

太平洋戦争以前は契約講が存在し、講で葬儀の補助などを行っていた。しかし、戦争が始まると講は解散となり、隣組が組織されるようになつたという。戦後、従来のような組織の結成を求める動きが地域で起り、浮島親和会が発足した。この際、班の再編成が行われ、四つの班を構成するイエが地区全体に不規則に点在していた状態から、近隣のイエを十数戸ずつ三つの班に分ける現在の形式に整えられた（第5図参照）。令和三年時点で、一班二一戸、二班二三戸、三班二一戸の計三五戸が加入している。会長と会計が一名ずつ置かれ、各班からも世話役が出される。

主な活動は、葬儀の補助と総会の開催である。これらについて、

結成当初の規約があり、活動の内容を知ることができる。詳細は次の通りである。

#### 定款 昭和三十年一月一日ヨリ実施

##### 第一條 本會ハ浮島親和會ト称ス

事務所ヲ公民館ニ置ク

##### 第二條 本會ハ四拾五名ノ會員ヲ以テ組織シ

相互扶助ヲ目的トスル

##### 第三條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

一、会長一名 都度部落長

二、副会長一名 ナ副部落長

#### 第四條

三、會計一名 四拾五名中ヨリ互選

春ハ旧二月八日、秋ハ旧十月十日トス但シ集

会時間ハ午前拾一時マデトス

総会時ノ料理ハ糯米五合ヲ赤飯

煮魚ニナメタ、若シクハ目抜、

煮シメハ「ゴボ」、ニンジン、カマボコ、

汁 ハートー

漬物、

酒 ハ 一人当り 不用人ハサイダ一本

本会ニ積立金ヲ行ヒ毎月老百円宛積立

預金トシテ直ニ農業協同組合ニ貯蓄ス

組合員中金ノ必要十人ニハ融資入但シ貸附

金額ハ一人最高参万円也 利子ハ日歩三錢

但シ保証人式名トス

昭和三十二年二月十一日總會に於て貸付期間は六ヶ月間と

す（議決）

事業進行ノタメ會員ヲ三組ニ分理ス

（中略）

第一回旧二月八日總會ニハ第一番ニテ料理獻立

スル事、爾后ハ二番、三番、ト順次ニ行フ事

料理代金一百五拾円也

糯米集メノ才差出シ事

但シ小豆ハ各當組ニテ貢擔トス

決議事項

#### 第七條

會員並ニ其ノ家族（満三才以上）ニ不幸有リタル時

当前ノ者ニ断り当前ハ會員ニ相觸シ白米一升

宛集メ御悔トス

但シ旧拾貳月ヨリ旧正月拾五日マデノ期間中モ白米

ハ当前ニテ集メ進メトス

但シ會葬ノ際御馳走並ニ引物ハ申受ザル事

### 第八條

昭和參拾年度ヨリ總会ヲ春ハ新貳月拾壹日

秋ハ新拾壹月貳拾參日トス

總会ノ當日ハ午前十一時マデ集合スル様

觸ルコト正拾貳時ニハ必ツ会食ニツク

事時間ハ嚴守スルコト

右ハ昭和參拾年秋ノ總会於決議ス

不幸アリタル場合当前ニ馳走ノ内訛

一、酒代トシテ八百圓也但シ拾四人分

一、メシハ三升メシトニシメノ事

一、葬儀ノ場合ハ拾四名全員出席スル事

一、知せ人ノワラジ錢ハ一人当リ百圓トシ外車馬

貨ハ實費トスル事

右ハ昭和參拾壹年春ノ總会ニ於テ決議ス

ここから、結成当初は四五戸によつて組織され、一五戸ずつ三つの班に分けられていたことがわかる。總会は献立の内容や当番が決められてることから、店以外の公民館や講員の自宅などで行わっていたと考え

られる。日にちは旧暦二月八日と一〇月一〇日（後に新暦二月二一日と一一月二三日に変更）の二回で、參集時間など事細かい決まりがあつたことがうかがえる。葬儀に関しては、親和会が閲与する死者の年齢は三歳以上で、葬儀には同じ班の戸主は必ず出席することが確認されている。当番は「当前」と呼ばれ、講員から米や金銭を集める役であることがわかる。

現在は結成時から活動内容は大きく変化し、様々な面で簡易的になっている。總会については、現在は年に一回、二月に近隣の店で開催しており、これを「移動總会」と呼んでいる。葬儀の手伝いは現在でも基本的に班の中で行われるが、現在は葬儀会館の利用が主流となり、親和会は受付を務める程度になつてゐる。土葬から火葬に変わり、穴掘りや棺担ぎの役がなくなった後も、自宅を会場にしていた頃までは親和会の補助を必要とする風習が残つており、シモン（死門）やネジリッパバといった「飾り物」と呼ばれる葬具作り、喪家の関係者に訃報を知らせるシラセ（知らせ）という役を担つてゐた。



親和会記録簿（昭和 30 年）

## 二 信仰に関わる講

### 1 浮島神秘講

山形県の出羽三山（湯殿山・羽黒山・月山）を信仰する人々の集まりである。講員は約三〇人で、女性が多く、毎年七月末から三泊三日で山形県に参拝に行っていた。参拝の前には、字高原にある三山塔（第六章第二節参照）を訪れ、そこに手を合わせてから出発したという。毎年決まった宿坊を利用し、一日目に湯殿山と羽黒山、二日目に月山参りをするのが通例であった。平成一〇年頃に解散し、講の名簿や記録などの資料の所在も不明である。

### 2 三山講

山形県の出羽三山（湯殿山・羽黒山・月山）を信仰する人々の集まりである。浮島地区には、平成一〇年頃まで「浮島神秘講」という三山参りの講が存在したが、この講の解散後は、組織的な参拝はしばらく行われていなかつた。平成二三年、東日本大震災の揺れで字高原の三山塔が倒れ、翌年この復旧の際に羽黒山手向の春照坊から修驗者を呼んで祈祷が行われた。これを契機に再び三山講が組織され、浮島の人々が連れ立つて出羽三山に足を運ぶようになった。現在は、七～八名が参加しており、字高原の三山塔を参拝後、一泊二日で三山参りに出かける。



平成24年の祈祷の様子（平成24年6月）

左：蜂谷栄一氏提供 右：伊藤美栄子氏提供

### 第三節 神社・寺院・小祠

#### 一 浮嶋神社

浮島一丁目の丘陵の頂に社殿が鎮座し、地域の人々はオミヤ（お宮）と呼んでいる。この丘陵は、古くから和歌に詠み込まれた歌枕「浮嶋」で、これが村名の由来にもなっている。安永三年（一七七四）の「風土記御用書出」には、村鎮守として「多賀の神社」という社名の神社が書き出されており、これが浮嶋神社と考えられる。元禄初めの鹽竈神社末社関係史料の中に、当初は浮嶋明神という名であったが、神事の際、「多賀の明神」と改めるようにとの御神託があったために神社名を変更したという記述がある。その後、現在の「浮嶋神社」という現在の社名になったのは明治四年（一八七一）のことである。

神社の組織には氏子総代会があり、責任役員総代長、責任役員総代庶



浮嶋神社



4月の例祭

#### 二 大臣宮

浮嶋神社の境内に石の祠があり、オトドノミヤ（大臣宮）と呼ばれている。貞觀六年（八六四）に陸奥出羽按察使に任命された源融を祭神とし、本来はJR東北本線高平踏切の南東にあった丘陵に祀ら



大臣宮

務、責任役員総代会計のほか、数名の総代によって構成されている。また、婦人部と青年部もあり、それぞれに部長と副部長が置かれている。主要な行事は、一月一日の歳旦祭、一月十四日のどんど祭、四月第三日曜日の例大祭と神輿渡御、その前日に行われる例大祭前夜祭、一月二三日の新嘗祭、二月三日の社頭大麻飾布、二月三日の除夜祭である。祭日については、安永三年の「書出」には九月十五日が祭日として記されているが、現在は四月五日で、祭祀は四月第三日曜日に固定されている。また、一二月末には境内に飾る注連縄つくりも行われ、三〇日には新しいものに付け替えられる。

境内には周辺から移動、合祀した神社が祀られており、現在は大臣宮、三居稲荷、八幡神社が境内として安置されている。



年末の注連縄作り

れていた。明治二二年の「多賀城古趾の図」には、浮嶋神社の南西にその姿が描かれて

いるが、明治四〇年代に浮嶋神社に合祀されて祠も移されたという。元の場所とされる丘陵には、大臣宮があつたことを記念した石碑が立つてい

たが、周辺の開発に伴い東側の民家の敷地に移された。柵で囲まれたこ

の石碑は、周辺の五戸によって管理されており、毎年一月には陸奥総社宮の神職を呼んで祈祷を行っている。

### 三 三居稲荷神社

浮嶋神社の境内に祀られ、現在は浮嶋神社の祭日に一緒に祭祀が行われている。元は現在県営多賀城浮島住宅が立つ丘陵にあり、字高原の蜂谷家（屋号 サンキヨノイ）によって祀られていた。後にその土地が字西沢の蜂谷家（屋号 バクロウヤ）に移り、

三居稲荷神社の祭祀もバクロウヤが執り行うようになった。

周辺の開発に伴つて祠の移動の必要が生じ、浮嶋神社境内に移された。本来の祭日は伝わっていないが、毎月一日と二五日に、バクロウヤの人が供物を上げている。



三居稲荷神社



元の丘陵から移された石碑

### 四 八幡神社

浮嶋神社の境内に祀られ、現在は浮嶋神社の祭日に一緒に祭祀が行われている。昭和初期のものと考えられる古写真には、「八幡宮」と記された轍と一緒に姿を描いた掛軸が写っているが、現在その所在は不明である。



八幡神社



八幡神社古写真 蜂谷康氏提供

字西沢に、文化三年（一八〇六）の年号が刻まれた山神塔が祀られている。ヤマノカミサマ（山の神様）と呼ばれ、南側に居を構える佐藤家が管理している。山神塔には「女講中」と刻まれており、女性の信仰集団があつたことがうかがえる。市内で確認した女性の山の神講は、美里町の山神社を信仰するもので、この講も小牛田の山神社を信仰したもの



幟 (113 cm × 35 cm)



山神塔（右側）

であると考えられる。講がいつまで存在したかは不明で、現在は佐藤家で正月に供物を上げて拝んでいた。また、同家にはこの山神塔に掲げるものである。

明治一五年（一八八二）の轍も残されているが、これは男性が奉納したものである。寺廟の組織には護持会があり、その中の約一〇名が役員として運営補助にあたっている。寺廟の行事は次の通りである。

#### 六 法性院

聖観世音菩薩を本尊とする

曹洞宗の寺院で、山号は浮嶋

山。現在の住職は第一二世で

あるという。寺廟の組織には

護持会があり、その中の約

一〇名が役員として運営補助

にあたっている。寺廟の行事

は次の通りである。



法性院

一月一日～三日	歳旦調經
一月一五日・一六日	年始募參
二月一五日	積尊涅槃会
三月一八日～二十四日	春季彼岸会
四月八日	積尊降誕会
五月六日	白山堂年大祭
八月一日	新盆供養法要
八月一三日～一六日	盂蘭盆会
八月一五日	檀徒戰没者追憶法要
八月三四日	地藏盆
九月二〇日～二六日	秋季彼岸会
一〇月二〇日	勢至堂年大祭一般祈禱法要
一二月八日	積尊成道会
一二月三一日	歲晚調經

## 七 勢至堂

法性院の境内に堂宇があり、勢至菩薩を祀っている。安永三年の「風土記御用書出」には、本尊は一尺二寸の閻浮檀金仏立像で、昆首羯磨の作であると記されている。「書出」では、祭日は九月二三日と記されているが、現在は一〇月二〇日に勢至堂年大祭一般祈祷法要が行われており、多くの地域の人々が訪れる。



勢至堂

## 九 三山塔

字高原の民家の敷地に、山形県の出羽三山（湯殿山・羽黒山・月山）を祀る嘉永四年（一八五二）の三山塔が立っている。浮島には、現在も三山参りのための講があり、七、八人で活動を続けている。平成三年の東日本大震災の揺れで三山塔が倒れたため、翌年羽黒山から修験者を呼んで祈祷を行い、現在のように据え直した。現在の講はこれを機に結成されたものであるが、それ以前にも平成一〇年頃までは「浮島神祕講」という三山参りの講が存在した。三山参りの際には出立前にこの三山塔を拝むしきたりで、これは浮島神祕講の時代から続いている。長く講の人々によつて大切に守られている。



三山塔

## 一〇 地の法印さん

浮島二丁目の蜂谷家の敷地に無記銘の石碑が祀られており、ジノホウインサン（地の法印さん）と呼ばれている。元は現在地から南西に一二〇メートルの位置にあつたが、昭和四〇年代に周辺の宅地開発が進んだことで場所を移した。開発が進む以前はこの一帯は畠地であり、そ



オバ神様

## 八 オバ神様

法性院の西側の住宅地に菩薩像が一体祀られ、オバガミサマ（オバ女神様）と呼ばれている。言い伝えでは、昔浮島の裕福な家に僕約家の下女が仕えており、物を大切にするあまり、流しの口に溜まるものを食べていたといふ。この下女が死ぬ時、自分を村の境に頭を下にして埋めれば、疫病から村の人々を守る存在となると言

い残したが、そのまま頭を上にした正常の姿勢で埋めた。すると、しばらくして村で病が流行ったため、人々は下女を遺言通りに頭を下にして埋め直したところ、疫病は収まつたと伝えられている。

の中で小高くなつた場所にこの石碑と梅の木があつたという。移動させ  
る際に石の下を掘つたところ、神事で用いられるような鎧が出てきた。  
それを法性院の住職に相談し  
たところ、神事に携わる人物  
に関係するものであるため、  
屋敷に置いて土地の守り神と  
して祀るよう助言を受けたと  
いう。現在は浮嶋神社の祭日  
に合わせて祭りを行つている。



地の法印と呼ばれる石碑

# 第九章 地誌

精良版

小野小町

みちのくはよをうき島の有といふ聞こゆるきのいそかさらなむ  
題しらす

## 一 奥羽観蹟聞老志（註一）

浮島神社

在浮島村多賀城東釜西南往昔海潮來其下者考古人之詠而可視  
如今變為野田田上有高丘丘上有神祠是乃浮島明神也不詳祀  
二何神也

藻塙草云浮島は奥州

のまへにうきたるうき島の

夫木集浮島陸奥一駿河

ものへまかりける人にぬさつかはしける衣はここにうき島のかたを侍  
りて 古寄贈之状可視（手此）

拾遺錄上

同

能 宣

家集

為仲朝臣

同

元輔朝臣

信 明

為仲朝臣

同

能 宣

家集

元輔朝臣

同

源 順

信 明

為仲朝臣

同

能 宣

家集

元輔朝臣

同

源 順

信 明

為仲朝臣

新古今集上

能 宣

家集

元輔朝臣

同

源 順

信 明

為仲朝臣

同

能 宣

家集

元輔朝臣

同

源 順

信 明

為仲朝臣

同

能 宣

家集

元輔朝臣

後鳥羽院御製

しほかまの浦のひかたのあけぼのに霞にのこるうき島のまつ  
うき島の橋わたして侍けるころに

浮島と名に聞たれと浪のうへに所もさらず世をそへにける

按称 浮島橋者不知何地姑舉此

浮島と名に聞たれと浪のうへに所もさらず世をそへにける  
天暦八年中宮七十賀御屏風の料の和歌

家集

能 宣

憂事もきこえぬものをうき島は所たかへの名にこそありけれ  
いのりつゝ猶こそたのめみちのくにしつめ給ふな浮島の神

為仲朝臣

浮島の松のみとりを見渡せばはそか未も紅葉しにけり  
浮島の花見る程は見ちのくのしつめることもわすられにけり

元輔朝臣

為仲朝臣

浮島の花見る程は見ちのくのしつめることもわすられにけり  
考前条及此歌則為仲不幸而值竇之人乎唯為東奥之刺史

元輔朝臣

而憂之遠于帝闈之歎音乎  
延喜十七年伊勢の斎宮の御料に国々の名有所々をかせ給へ

元輔朝臣

延喜十七年伊勢の斎宮の御料に國々の名有所々をかせ給へ  
る御屏風の歌めしありしかはうきしま

元輔朝臣

いさやはた身のうき島にとまりなむしつみつゝのみよをふれはうし  
みちの国へまかりける人のもとへつかはしける

元輔朝臣

いさやはた身のうき島にとまりなむしつみつゝのみよをふれはうし  
みちの国へまかりける人のもとへつかはしける

按國群國名蹟以命佳作可謂好事之清慨也但躬恒歌咏似發

述懷其意不レ可レ曉下同

村上の先帝の御時の御屏風国々の所々の名をかゝせ給ひてうきしま

たのまれぬ心からにやうきしまの立よるなみのとまらさるらん

一條太政大臣家障子浮島

わたつ海の底に根さゝぬうき島ぞ龜の背につめるちりかも

御屏風うき島あさか

おきつ浪よぜはよせなむ浮島に年ふる松をこえながら見む

家集恋歌

恋すれはなみたの海にたゝよひてこゝろは常にうきしまのまつ

士御門内大臣家歌合遠島朝霞

おけわたる沖津波間に根をたへて霞にやどる浮しまの松

永觀二年八月一條大納言家障子歌春浮島

憂島の松のみとりを見わたげは千とせの春そ霞そめたり

長久三年斎宮歌合

あさりける浮島めくる海士人はいつれのうらにとまるなるらん

夫木集

夫木集

夫木集

夫木集

夫木集

夫木集

夫木集

夫木集

夫木集

家勢 伊勢 家隆

能宣朝臣

浮島神社

忠見

往昔海潮其下に來りしと云。後世変じて田野となれり。

ものへまかりける人にぬさつかはしける衣類に。浮島のかたをし

るし侍りて。

わたる海の浪にもぬれぬ浮島の松に心をよせてたのまん

中納言家持が許へつかはしける

能のふ

鹽釜の前に浮きたる浮島のうきでのある世なりけり

山口女王

鹽釜の浦の干潟の明ぼのに霞に残る浮島の松

後鳥羽院御製

延喜十七年。伊勢の斎宮の御料に。国々の名ある所をかゝせ給へる。

御屏風の歌めし有しかば。うき島

一 神社 二

一 多賀の神社 一 小名 宮堤

いさやはた身の浮島にとなりな沈つゝのみよをふればうし

躬 恒

浮島邑。戸口凡廿七。神社凡二。多賀神社。伝云。古昔多賀城主。勧請

諸江州多賀神社。希文按。風土記残編曰。多賀神社所祭伊弉諾尊也。

雄略帝五年。奉圭田加神社。乃謂此社乎。觀音聞老志○名跡志。

共載浮島神社曰。多賀城東。鹽竈西南。往昔海潮來其下者。考古

人之所詠而可知焉。今變爲野田。田上有丘。丘上有神祠。

是乃浮島明神也。不詳祭何神。指此社乎。大臣社。伝云鹽竈一宮

末社。而所祭源融大臣也。仏宇一。觀音堂。不詳何時創建。寺一。

浮島山法性院。曹洞宗。仙台府下八塚。龍川院末寺。伝曰。武山和尚開

山。不詳其年月。古塚一。伝云。古昔浮島大夫者所居。

四 風土記御用書出 (二)

一 風土記御用書出 (二)

一 封内風土記 (三)

薦和尚筆

一 祭日 九月廿三日

一 寺 一ヶ寺

浮嶋山法性院

一 小名 台一 曹洞宗 一 仏殿 南向 橫式間  
木仏立像 御長壇尺五寸 但作者相知申候事

一 本尊 魚鱸觀音 木仏立像 御長壇尺五寸 但作者相知申候事

一 門 南向

一 開山之事 時八誰開山と申義并年号共二相知申候武山和尚寛

文四年二月十九日中興二付当安永三年迄百拾乞年ニ罷成候事

一 本山并末寺之事 本山者御城下八塚円通山龍川院ニ御座候但シ

末寺無御座候事

一 別當之事 一 勢至堂

一 仏閣一ヶ所ニ御座候右間數等委細之儀ハ村書出ニ御書上仕候事

一 境内景地之事

当山北見得渡候所左ニ御書上仕候事

一 東八当郡湊浜松ヶ浜菖蒲田浜邊迄

一 南八当郡蒲生新浜名取伊具宇多亘理相馬領迄

一 西八名取柴田刈田国分諸山共不殘

一 北者黒川郡大谷蕃ヶ森当郡塙竈山ニ隠相見得不申候事  
右之通ニ御座候事

一 古館 一（古館）

一 館 右者志田小太郎御家臣澤島太夫と申者住居仕候由

一 堤 三

一 小沢原堤 当村一円用水 右溜高四百拾丈

一 杉垂堤 当村一円用水 右溜高四百拾七百八拾九丈

一 市川大堤 右者当郡市川村二在之同村并当村当郡加瀬村田中村八

幅村五ヶ村入合 獅瀧高式貫六百四拾五丈

但当村分溜高式貫六百四拾五丈

一 道 式筋

一 当都市川村北当郡留ヶ谷村江之道 壱筋

一 当郡高崎村北当郡塙竈町江之道 壱筋

一 磯馴松 右者当村植替ニ罷成候得共多賀城主御植被置候よし申伝

一 古歌 一首 前ヶ条村名之部江御書上仕候事

一 小名 一一 山居沢 一 難胡崎

一 御村境 橫六丁

一 南八当郡高崎村境当村分糠塙と申所北

一 北八当郡塙竈村境当村分台之上と申所迄

一 東者当郡留ヶ谷村境当村分小沢原塙と申所北

一 西八当都市川村境当村分塙田と申所迄

右之通風土記御用ニ付此度相改御書上仕候 以上

安永三年九月

## 書出

## 御座候事

宮城郡陸方浮島村  
曹洞宗

浮島山法性院 源道

一 開山かくさん ト当住迄歷代之道号実名之事  
中興 武山芸大 一世 悠秀徹定四世 石雲換龍 五世 蘭峯蘇迷 六世 至契源道  
右之通風土記御用二付此度相改御書上仕候 以上十九日中興ニ付當安永三年迄百拾七年ニ罷成候事  
一 小名之事 台屋敷 ○一 故事米歴之事

一本山井末寺之事 一本山ハ御城下八塚円通山龍川院ニ御座候、但末寺無御座候事

○一 寺格之事 ○一 最初之地移替之事 ○一 寺領并御寄付之事

○一 御墓所并御位牌之事 ○一 御參詣又ハ御成之事 ○一 御詠歌等想而掛領物之事

一 古什物之事 一本尊 魚藍觀音 一体  
右御長等委細之儀ハ村書出ニ御書上仕候事

○一 古墓所之事

一 別當所之事

一 勢至堂

仏閣一ヶ所ニ御座候處右間數等委細之儀ハ村書出ニ御書上仕候事

一 境内景地之事 当山かみ 見得渡候所左二

一 東ハ当郡湊浜松ヶ浜昌蒲田浜辺迄

一 南ハ当郡蒲生新浜名取伊具宇多亘理相馬領迄

一 西ハ名取柴田刈田國分諸山共不残

一 北ハ黒川郡大谷蕃ヶ森当郡塙竈山二かくれ相見得不申事右之通二

五 施塵埃捨錄(せんごく)

浮島 浮島村六里十五町四十間

綱子義則

陸奥の世を浮島もありと云ふ聞こゆるきの磯がさらなん  
夫木集

浮島の松の緑翠を見渡せば枯木か木も紅葉しにけり

綱古今葉

鹽釜の浦の干渴の曙に霞て残るうき島の松

新古今集

鹽釜の前に浮きたる浮しまのうきて思のある世なりけり

拾遺集

山口女王 清少納言

後鳥羽院御製

小野元輔

清原元輔

## 浮島

附浮島御用御體

寺前遙二東南海ヲ望ム。亦佳境ナリ。オ又寺前松樹アリ。土人之レヲ磯  
馴松ト称ス。或ハ以テ浮島ノ松ト為ス者ハ誰ナリ。

鹽浦西南ヲ去ル一里余。浮嶋村三アリ。昔海潮來去今変シテ田野トナ  
ル。田間ノ高丘ニ老松アリ。浮嶋松ト曰フ。國風ノ詠スル所ナリ。祠ア  
リ浮島明神ト曰フ。是鹽竈枝祠。祭神詳カナラス。古浮嶋橋アリ今徵ス  
ル所ナシ。余諸集載スル所ノ國風。此地ノ詠スル者ヲ讀ムニ。凡河内躬  
恒ノ題スル所ノ。伊勢斎宮屏風圖。中務ノ題スル所ノ。村上上皇屏風圖。  
源能宣題スル所ノ。一條攝政家障子圖。壬生忠見題スル所屏風圖。平祐  
峯題スル所ノ。一條大納言家障子圖等ノ詠仕。古人此地ヲ賞シ。嘖咏ヲ  
以テスル者夥シ矣。今誰田野復タ賞スル所アルナシ。今此地ノ形勢ヲ考  
ヘ。新タニ古昔ノ因ヲ製シ。田野ヲ以テ海ト為シ。丘陵ヲ以テ陸トナシ。  
曲湾洲諸或ハ想像乎出ルト雖トモ。復タ勉強要説ニ非サルナリ。國成  
ル老成人ナシト雖トモ。尚刑アリ以テ同心ニ示ス。尚クハ以テ古人淳  
諧安賞非サルヲ觀ル也哉。

## 小蟹泉

浮島村ニ在ルナリ。相伝フ。泉下古ヘ小蟹多シ。故ニ名ヅク。今土人之  
レヲ呼ヒテ。黄金泉ト曰フ。蓋黄金小蟹因訓近シ故ニ誤ル。

## 浮島勢至堂附法性院

多賀城城ノ東。荒脛神祠ノ東ニ在リ。地ハ浮島ノ村タリ。堂中勢至像ア  
リ。相伝フ。昆首羯磨。閻浮檣金ヲ以テ之ヲ作ル。或ハ曰フ。僧都恵心  
製スル所。堂旧ト市川村勢至堂山ニ在リ。法性院ト曰フ。其創始ヲ詳ニ  
セス。廢セラル、コト久シ。寛文甲辰。僧武山中興ス。曹洞禪寺ニ隸ス。

註1 安永四年(一七七九)完成。著者は仙台藩の画家・儒学者佐久間潤巌。仙台藩  
四代藩主伊達綱村の命により編纂された、仙台藩最初の地誌。歴史、名所旧跡、和歌、  
物語、紀行文など広範にわたる事象が記載されている。

註2 寛保元年(一七四一)上梓。著者は都更佐藤信要で、仙台藩五代藩主伊達吉村  
の時代、郡奉行萱場高寿の指示により編纂。

註3 安永元年(一七七二)成立。著者は仙台藩儒学者田辺希文。安永の風土記書上  
編纂事業で集成された資料をもとに、仙台藩七代藩主伊達重村の命により編纂した。

註4 安永二年(一七七三)から九年(一七八〇)にかけて成立。仙台藩が領内の各  
村に命じ、諸般の事項について書出し、提出させたもの。田辺希文の子希元が中心  
となつて編纂した。

註5 館前遺跡のこと。この風土記の記載や陶磁器の表様が報告されていることから、

中世の館跡と考えられていたが、昭和五四年の発掘調査により古代の建物跡が発見  
され、特別史跡に追加指定された。他方、小柱穴建物群も発見されており、これら  
の大部分は館跡を構成するといふられている。

註6 文化八年(一八一〇)成立。著者は『遠野走道記』は、大崎八幡神社神官の大坂  
雄済のことと考えられている。

註7 文政五年(一八二二)成立。著者は仙台藩儒学者舟山萬年。鹽竈・松島の勝景  
を記す全書がないことを憂い、自ら現地へ赴いて文章・図を成した。

第一〇章 近現代の浮島の風景



沢前（昭和 47～48 年）



後山（昭和 49～50 年）



浮嶋神社（昭和 18 年）



浮嶋神社（昭和 55 年）



館前（昭和 54 年）



道路左が矢中・右が館前（昭和 55～56 年）



市川橋遺跡大臣宮地区（昭和 58 年）



高平（昭和 61 年 8 月豪雨）

## 参考文献

- 宇舟伯寿『コンサイス仏教辞典』一九八四
- 小澤操『多賀城旧十三ヶ村 村邑の石碑』二〇一二
- 加藤政久『石仏偈頌辞典』一九九〇
- 加藤政久『続石仏偈頌辞典』一九九三
- 川勝政太郎『偈頌 川勝政太郎講述』一九八四
- 川口謙二『日本の神様読み解き事典』一九九九
- 経済企画庁総合開発局『土地分類図』一九七一
- 庚申懇話会『日本石仏事典』一九七五
- 庚申懇話会『石仏調査ハンドブック』一九八一
- 小嶋博巳『平成13・14年度科学研究費補助金(基盤研究(C)① 研究成果報告書 姥国供養塔データベースの構築と分析』二〇〇四
- 塙巣市史編纂委員会『塙巣市史』資料編 一九八二
- 多賀城市史編纂委員会『多賀城市史 第5卷 歴史史料(一)』一九八五
- 多賀城市史編纂委員会『多賀城市史 第3卷 民俗・文学』一九八六
- 多賀城市史編纂委員会『多賀城市史 第4卷 考古資料』一九九一
- 多賀城市史編纂委員会『多賀城市史 第2卷 近世・近現代』一九九三
- 多賀城市史編纂委員会『多賀城市史 第7卷 歴史史料(三)』一九九三
- 多賀城市史編纂委員会『多賀城市史 第1卷 原始・古代・中世』一九九七
- 多賀城町誌編纂委員会『多賀城町誌』一九六七
- 田代 孝「近世の回國塔と回國納経」山梨県立考古博物館  
文化財センター『研究紀要13』一九九七
- 地質調査所『地域地質研究報告 塩竈地域の地質』一九八三
- 古川左京『鹽竈神社史』一九三〇
- 中村元『佛教語大辞典』一九八一
- 吉田東伍『大日本地名辞書 奥羽』一九〇一
- 三塚源五郎『多賀城六百年史』一九三七
- 宮城県神社庁『宮城縣神社名鑑』一九七六
- 湯浅吉美『日本暦日便覽 下』一九八八
- 山梨県埋蔵

区段 番号	場所	名称	年代	石材	法長 (cm)			備考	登録 番号
					高さ	巾	厚さ		
<b>浮標</b>									
1 高根	板碑			アーチコースト	(69)	51.5	13		1240
2 浅山	板碑				96	21	29		1263
<b>供養塔</b>									
3 浮橋神社	奥中塔	慶文11	1671	アーチコースト	(106)	62	40		1243
4 浮橋神社	大田宮			楕状砂質土岩 (井内石)	85	52.5	53		1256
5 高根	三山塔	慈永4	1851	アーチコースト	(186)	124	48		1241
6 西沢A	山神塔	文化3	1806	アーチコースト	86	45	35		1211
7 西沢A	名号塔	文化7	1810	アーチコースト	(94)	42	32		1212
8 西沢B	馬頭觀音	明治15	1882	楕状砂質土岩 (井内石)	(96)	34	10		1214
9 西沢B	馬頭觀音	大正3	1914	楕状砂質土岩 (井内石)	(63)	33	6		1215
10 西沢C	地藏菩薩立像			アーチサート	69	33.5	19		1242
11 沢南	庚申塔	文化3	1806	玄武岩	(85)	62	43		1218
12 小沢原	山神塔	明治25	1892	楕状砂質土岩 (井内石)	(56.5)	39	7		1216
13 法性院	參道一字一石一體御塔			花崗四棱岩	(76)	29	21		1234
14 法性院	名号塔	享保13	1728		(110)	95	34		1262
15 法性院	尊心弘塔	寛保元	1711	アーチサート	(97)	67	(31)		1226
16 法性院	通柱塔	享保18	1753	アーチサート	94	67	36		1229
17 法性院	名号塔	安永2	1773	アーチコースト	100	62	46		1230
18 法性院	通柱苦蔵生像	大正15	1926	アーチサート	木深: 128 台座: 25	65	62		1226

石燈籠・石鳥居・狛犬・手水鉢		石燈籠	鹿児島	1988	「イサカ」	(160)	笠二刀 : 61	1246
番号	名前							
19	浮遊神社	石燈籠	鹿児島	1988	「イサカ」	(173)	笠二刀 : 62	1247
20	浮遊神社	石燈籠	石鳥居	明治37	「イサカ」	1064	精狀參寶尼石 (井内石)	1253
21	浮遊神社	石鳥居		昭和19	「イサカ」	136	55	60
22	浮遊神社	狛犬 (東側)		昭和19	「イサカ」	125		1254
23	浮遊神社	狛犬 (西側)		昭和19	「イサカ」	125	55	65
24	浮遊神社	御神石 (手水鉢)		昭和15	「イサカ」	(65)	183	120
浮遊神社		手水鉢 (大庭宮)				(17.5)	62.5	60
25	浮遊神社	手水鉢 (八幡宮社)				(28)	68	50
26	浮遊神社	石燈籠 (北側)		明治11	「イサカ」	(120)	笠二刀 : 50	1252
27	浮遊神社	石燈籠 (南側)		明治11	「イサカ」	9	9	9
石苦祠						1233		
28	浮遊神社	鹿神也碑		昭和15	1940	精狀參寶尼石 (井内石)	(317)	117.5
27	浮遊神社	精造之印碑		昭和19	1954	精狀參寶尼石 (井内石)	(219)	122
石燈						16.5		1245
28	法性院	地藏菩薩立像		享保13	1728	「イサカ」	39	26
29	法性院	地藏菩薩立像		文政	「イサカ」	48	24	21
法性院		石仏			「イサカ」	(25)	14	11
30	法性院住職墓地	開山和尚釋師		安永3	1774	「イサカ」	(42)	高径 : 22
31	法性院住職墓地	當院五世		明和3	1766	「イサカ」	(45)	直徑 : 30.5
32	法性院住職墓地	法性六世坐像頭頂和			「イサカ」	(40)	直徑 : 32.5	1226
33	法性院住職墓地	座住中萬教尊御頭上座		弘化4	1847	「イサカ」	(46)	直徑 : 23.5
34	法性院住職墓地	開創特當山七世祖或稱通大和尚釋			「イサカ」	(45)	直徑 : 21	1227

35	法性院住職墓地	前水平盆地(世主深祖道和尚碑)	明治40 1907	「ハイターハイ」	(47) 直徑：23		1225
36	法性院住職墓地	白淨知心居士	天明4 1784	アルコーク、	(55) 35	20	1221
37	法性院住職墓地	釋迦補童子	明治7 1874	アルコーク、	(25) 22	11	1223
38	法性院住職墓地	茂榮天與比丘尼	明治32 1899	「ハイターハイ」	(51) 27	19	1224
39	後山	天碧木笠禪定門	寛文6 1696		(78) 62.5	(15)	1264
40	後山	雪舟道安・・・	延宝		(29) (33)	(35)	1265
41	後山	通音清空禪定門	天祐3 1683		(194) (28)	41	1266
42	後山	梅林花香禪定記	元禄5 1692		(11) (50)	26	1267
43	後山	米菴妙本禪定記	元禄8 1695		67	48	1268
44	後山	明龍玉公禪定門	元禄11 1698		72	(40)	1269
45	後山	轉思妙體智女	享保4 1719		58	50	1270
46	後山	真光圓照禪定門	享保10 1725		(72) (43)	(10)	1271
47	後山	口意妙萬智女	享保20 1735		52	37	1272
48	後山	秋兵妙・・・	寶延2 1749		(32) 36.5	32	1273
49	後山	本然無性居士	明和9 1772		(66) 27.5	19	1274
50	後山	長圓明蘭居士・・・	安永4 1775		(65) 56	39	1275
51	後山	大安妙智智女	安永6 1777		58	27	1276
52	後山	一安妙・・・	安永		(35) 31	21	1277
53	後山	口萬傳定門	天明3 1783		82 (49)	9	1278
54	後山	御靈妙光・・・	天明4 1784		(60) (47)	13.5	1279
55	後山	機外傳心居士	寛政2 1790		75	62	1280
56	後山	大通了安信土	寛政4 1792		81	52	1281
57	後山	(地藏菩薩立像)			21	17.5	1282
58	後山	軒涼妙安智女			(70) 50	9	1283
59	後山	・・・位			(20) 35	(14)	1284

多賀城市文化財調査報告書一五四集

多賀城市の歴史遺産

浮島村

令和四年三月三〇日発行

編集

多賀城市埋蔵文化財調査センター

〒九八五〇八七三  
宮城県多賀城市中央二丁目二七番一号

発行

多賀城市教育委員会

〒九八五一八五三一  
宮城県多賀城市中央二丁目一番一号

印刷

株式会社ホクトコ一ボレー・ション

〒九八九一三一二四  
宮城県仙台市青葉区上愛子字一番一三号